

きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかく
北本市第三期障害福祉計画

へいせい ねん がつ
平成24年3月

もくじ

1	計画の策定にあたって	
(1)	計画策定の背景	1
(2)	障害福祉計画の基本的な考え方	3
(3)	計画の期間	4
(4)	障害者基本法に基づく障害者計画との関係	4
(5)	総合的な自立支援システムの全体像	7
2	障がい者の状況等	
(1)	障がい者数の推移等	8
(2)	特別支援学校在籍者数等	10
(3)	障がい者の就職状況	11
(4)	アンケート調査結果概要	12
(5)	障がい者数の推計	18
3	基本目標（平成26年度の将来像）	
(1)	入所施設の入所者の地域生活への移行	19
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	20
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行	20
(4)	就労支援事業の利用者数	21
4	サービス体系	22
5	障害福祉サービス必要量の見込み	
(1)	訪問系サービス	23
(2)	日中活動系サービス	25
(3)	居住系サービス	34
(4)	相談支援	37
(5)	その他	38

6	ちいきせいかつしえんじぎょう みこ 地域生活支援事業の見込み	
(1)	そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	39
(2)	こみゆにけーしょんしえんじぎょう コミュニケーション支援事業	41
(3)	にちじょうせいかつようぐきゆうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業	42
(4)	いどうしえんじぎょう 移動支援事業	43
(5)	ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター	44
(6)	その他の事業	45
	《さーびすみこみりょういちらん サービス見込量一覧》	47

7	しょうがいふくしきさーびすとみこみりょうかくほ ほうさく 障害福祉サービス等見込量確保のための方策	
(1)	ほうもんけいさーびす 訪問系サービス	49
(2)	にちちゅうかつどうけいさーびす 日中活動系サービス	49
(3)	きょじゅうけいさーびす 居住系サービス	50
(4)	ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業	51

	ちゅういじこう 注意事項	53
--	-----------------	----

しりょう
資料

(1)	さくていけいか 策定経過	54
(2)	きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ 北本市第二次障害者福祉計画及び きたもとしだいきんきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいせつちきてい 北本市第三期障害福祉計画策定委員会設置規程	55
(3)	きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ 北本市第二次障害者福祉計画及び きたもとしだいきんきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいいんめいぼ 北本市第三期障害福祉計画策定委員会委員名簿	56
(4)	きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ 北本市第二次障害者福祉計画及び きたもとしだいきんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいせつちきてい 北本市第三期障害福祉計画策定幹事会設置規程	57
(5)	きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ 北本市第二次障害者福祉計画及び きたもとしだいきんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいかんじめいぼ 北本市第三期障害福祉計画策定幹事会幹事名簿	58

1 ^{けいかく さくてい} 計画の策定にあたって

(1) ^{けいかく さくてい はいけい} 計画策定の背景

「障害者自立支援法」が平成 17 年 10 月に成立し、平成 18 年 10 月から全面的に施行されました。この法律は、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がいの種別ごとにサービス提供のしくみが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみを創設するとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の明確化を通じて制度の安定化をめざすものです。

同法は、都道府県及び市町村において、障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定を義務付け、基本的理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」が国から示されました。

「障害者自立支援法」から抜粋

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

「基本的な指針」に示されている障害福祉計画の基本的理念

基本的理念

市町村及び都道府県は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てん*を図る。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO*等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

*印の付いている用語の説明

均てん

生物が等しく雨露の恵みに潤うように各人が平等に利益を得ること。

NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

本市においても、同指針を踏まえ、これまでに平成 18 年度から平成 20 年度を計画期間とする「北本市第一期障害福祉計画」、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする「北本市第二期障害福祉計画」を策定しました。

この計画が計画期間の終了となるため、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とする「第三期障害福祉計画」を策定するものです。

(2) 障害福祉計画の基本的な考え方

本市では、国の「基本的な指針」における障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次の5点を本計画の基本的な考え方（方向性）とします。

① 障がいのある方々の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある方が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がいのある方々の自立と社会参加の実現を図っていくための、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 相談支援体制の充実

障がいのある方々が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が必要であり、今後は中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図っていきます。

③ 日中活動の場の確保

希望する方々が日中活動系のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう、障害者自立支援法に基づくサービスの提供基盤の整備を進めます。

④ 入所施設等から地域生活への移行の推進

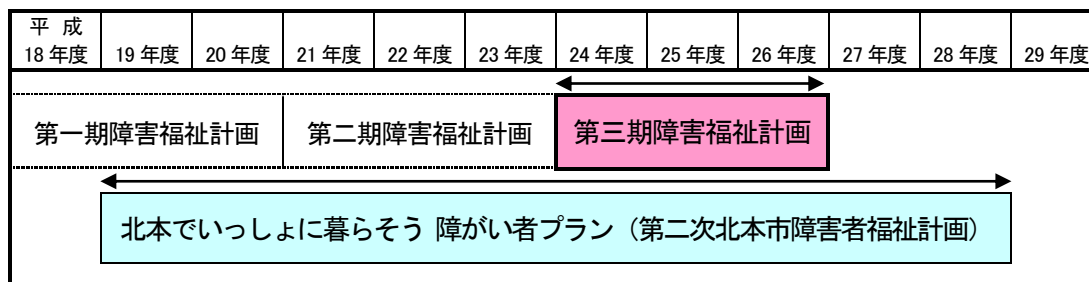
地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域への移行を進めます。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある方々の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(3) 計画の期間

平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年を計画期間とします。



(4) 障害者基本法に基づく障害者計画との関係

本計画は、障害者自立支援法 88 条に基づき、本市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法 11 条に基づく障害者基本計画とは調和が保たれていることが求められます。

本市では、平成 19 年度に「北本でいっしょに暮らそう 障がい者プラン (第二次北本市障害者福祉計画) (計画期間：平成 19 年度から平成 28 年度まで)」を策定し、平成 23 年度には同計画の見直しを行いました。

本計画の実施にあたっては、第二次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。

障害者基本法に基づく計画

「北本でいっしょに暮らそう 障がい者プラン」
(第二次北本市障害者福祉計画)
計画期間：平成 19 年度から平成 28 年度まで

障がい者施策に関する基本的な
事項を定める中長期の計画

障害者自立支援法に基づく計画

北本市第三期障害福祉計画
計画期間：平成 24 年度から平成 26 年度まで

3 年間の実施計画的な位置づけの計画

第二次北本市障害者福祉計画の「基本理念」と「基本目標」

【基本理念】

- この計画は、障害者基本法の基本的理念*を踏まえるものとします。
- ソーシャル・インクルージョン*の考え方に基づき、誰もが本市において、様々な分野に積極的に参加し、自由に活動できる社会環境づくりをめざします。
- その人の状態と環境の両面から生活のしやすさをみていこうとする ICF*（国際生活機能分類）の視点に立ち、障がいのある人の自立と社会参加に向け、一人ひとりのニーズに合った支援をめざします。

【基本目標】

基本目標 1 誰もが参加し活動するまちづくりをめざして

障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人が差別されたり、権利を侵害されたりすることがないように、啓発活動や各種施策を推進していきます。また、すべての人が互いに尊重しあい、共に活動できる地域づくりに向けて、障がいのある人に対する正しい理解を深めるための広報・啓発活動を推進するとともに、福祉のこころを醸成するための福祉教育やボランティア活動の促進により、こころのバリアフリー化を図ります。

さらに、障がいのある人がさまざまな社会活動に参加して豊かな生活を送ることができるよう、コミュニケーション環境の整備により、活動のための基盤を整備するとともに、スポーツや文化・レクリエーション活動の振興を図ります。

基本目標 2 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、保健・医療の充実が重要な要件となります。このため、疾病の予防・早期発見から地域リハビリテーション、在宅医療に至る一貫した保健・医療体制の確立を図ります。なお、保健・医療、それぞれの分野でのサービス提供だけでなく、福祉分野も含め、各分野が連携して、より効果的・効率的にサービスを提供できるよう、具体的な連携の方法についても検討を進めていきます。

基本目標 3 必要なときにいつでも受けられる福祉サービスをめざして

障がいのある人が住みなれた地域で、自らが望む生活を送るために必要なサポートとして、各種の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、生活施設や通所施設等を利用したサービスの充実を図ります。なお、障害者自立支援法に基づく制度においては、サービス利用者の選択・自己決定はさらに重要になってくることから、選択の基本となる情報提供、自己決定をサポートする体制の整備を進めていきます。

基本目標 4 個性と可能性を伸ばせる教育をめざして

一人ひとりの障がいの種別・程度等を考慮し、その成長段階において最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉の関係分野の連携により、障がい児とその家族の意向が十分尊重され、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制づくりに取り組みます。

基本目標 5 多様な就労機会の確保をめざして

働く意欲のある障がい者が障がいの程度にかかわらず、その適性と能力に応じて就労の機会が得られるように、雇用の促進と就業環境の向上を図ります。また、福祉的な就労の場の整備・充実を図り、安定的な運営ができるよう支援します。

基本目標6 人にやさしい安心・安全で快適なまちづくりをめざして

障がいのある人や高齢者が安全で快適に暮らせるまちづくりはすべての人にやさしいまちづくりにつながるという考え方を基本に、市民の理解と協力を得ながら、生活に関わるあらゆる場面において障壁（バリア）を取り除くための整備を推進します。

*印の付いている用語の説明

障害者基本法の基本的な理念

第三条 「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・ 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・ 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・ 全ての障害者は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

ソーシャル・インクルージョン

障がいなどのハンディのある人とそうでない人が住み分けるのではなく、お互いに地域社会の仲間として生きていく、共生社会をつくっていくこと。（インクルージョンとは包み込む、あるいは包含するということで、ソーシャル・インクルージョンとは社会的に包み込むということ。）

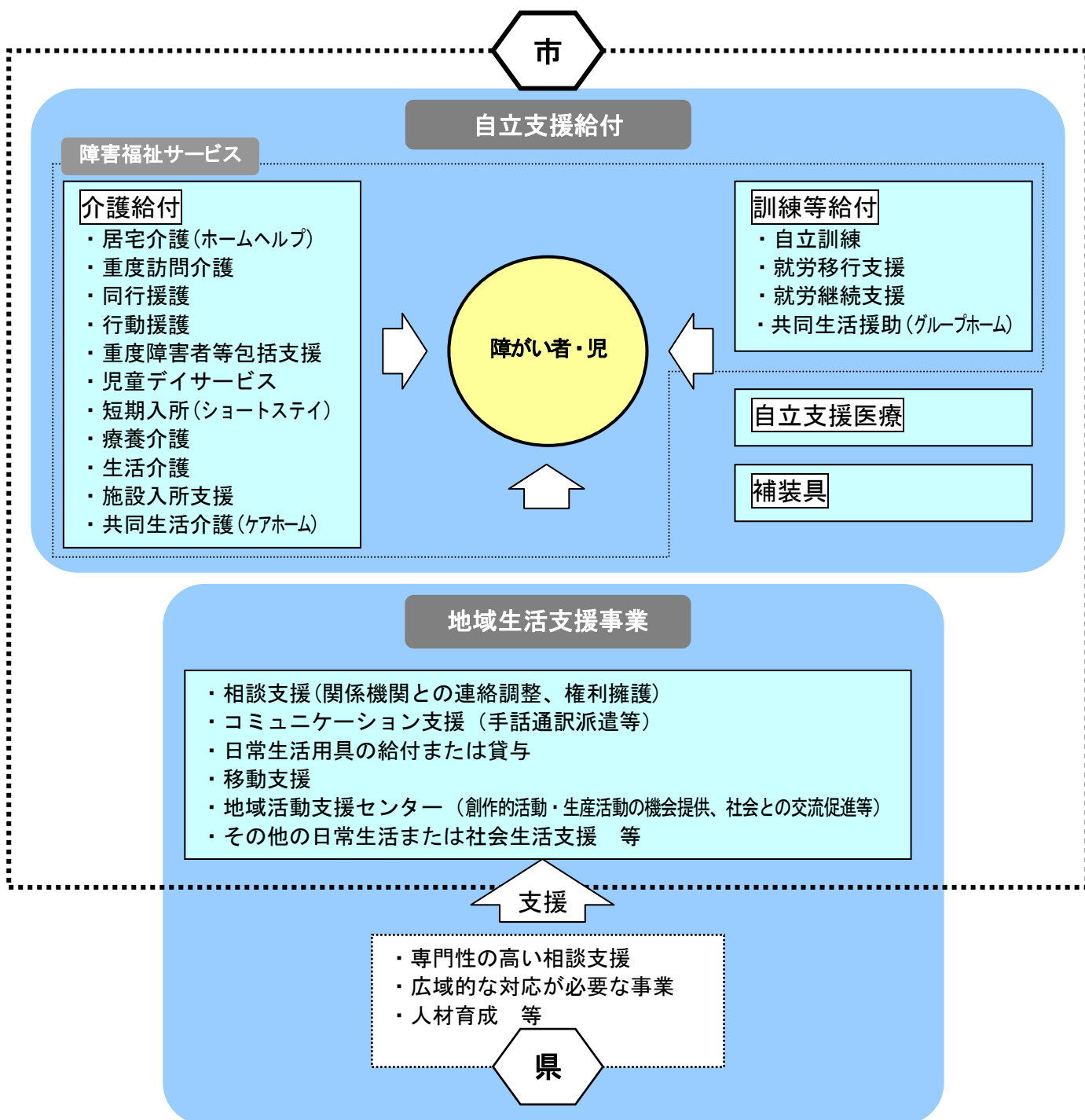
ICF（国際生活機能分類）

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障がいの分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択されました。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことです。

そうごうてき じりつしえんしすてむ ぜんたいぞう
 (5) 総合的な自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



2 しょう しゃ じょうきょうとう 障がい者の状況等

(1) しょう しゃすう すいとう 障がい者数の推移等

【障害者手帳所持者数】

平成 23 年 3 月 31 日現在、身体障害者手帳所持者は 1,921 人、療育手帳所持者は 342 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 242 人となっています。なお、人口に占める割合は 3 障がいあわせて 3.58%となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
人 口	70,702 (100%)	70,575 (100%)	70,279 (100%)	69,985 (100%)
身体障害者手帳所持者	1,762 (2.49%)	1,845 (2.61%)	1,923 (2.74%)	1,921 (2.74%)
療育手帳所持者	311 (0.44%)	320 (0.45%)	328 (0.47%)	342 (0.49%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	184 (0.26%)	211 (0.30%)	227 (0.32%)	242 (0.35%)
3障がい合計	2,257 (3.19%)	2,376 (3.37%)	2,478 (3.53%)	2,505 (3.58%)

(単位: 人、各 3 月末)

年齢内訳をみると、知的障がい者では 18 歳未満が約 3 割 (30.4%)、18 歳以上が約 7 割 (69.6%) の構成となっています。

■ 年齢内訳 ■

	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	38 人 (2.0%)	1,883 人 (98.0%)	1,921 人 (100%)
療育手帳所持者	104 人 (30.4%)	238 人 (69.6%)	342 人 (100%)

障がい程度内訳をみると、身体障がい者では 1 級・2 級をあわせた重度障がい者が約半数を占め、知的障がい者では、最重度・重度が半数を超えています。

■ 程度内訳 ■

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳所持者	609 (31.7%)	308 (16.0%)	336 (17.5%)	441 (23.0%)	113 (5.9%)	114 (5.9%)	1,921 (100%)
療育手帳所持者	76 (22.2%)	104 (30.4%)	95 (27.8%)	67 (19.6%)	合計 342 (100%)		
精神障害者保健福祉手帳所持者	18 (7.4%)	162 (66.9%)	62 (25.6%)	合計 242 (100%)			

【障害福祉サービス全体の障害程度区分認定者数（平成23年10月末現在）】

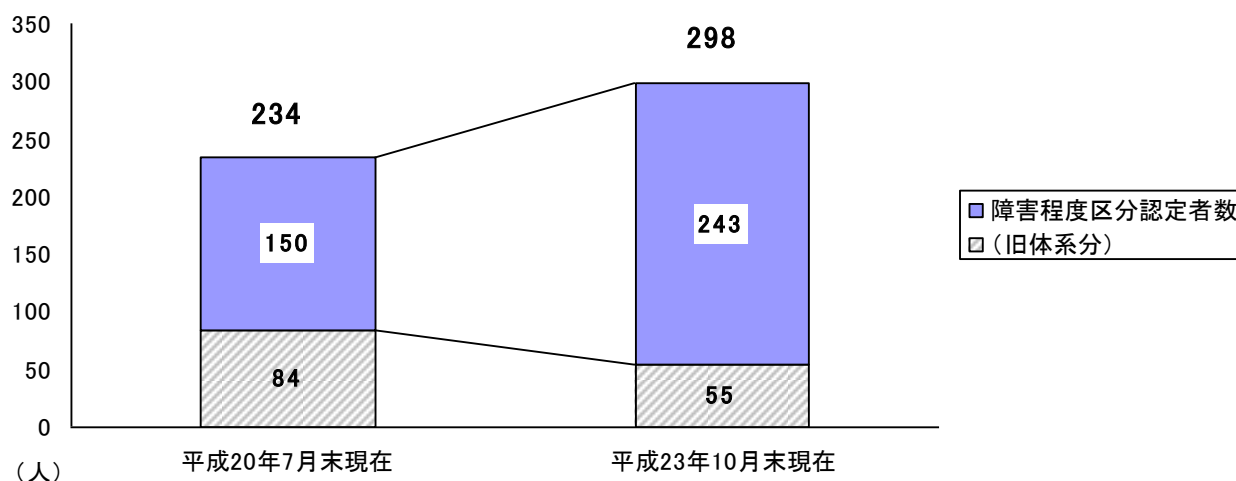
介護給付の申請があった場合に障害程度区分の認定が行われます。平成23年10月末現在の認定者数は、新体系の障害福祉サービスでは243人、旧体系の障害福祉サービスでは55人、合計298人となっています。平成20年7月末現在の認定者数と比べると、3年あまりの間に64人増加していることがわかります。

■ 障害程度区分認定者数 ■

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
障害福祉サービス(新体系)	13	57	56	38	37	42	243

	区分A	区分B	区分C	合計
障害福祉サービス(旧体系)	22	28	5	55

■ 「平成20年7月」と「平成23年10月」の認定者数の比較 ■



【市内にある障がい者施設（平成23年10月末現在）】

施設名	施設種類	主な障がい	定員	運営主体	備考
北本市立ふれあいの家	生活介護	知的障がい	50	NPO法人	指定管理
ケアホームたんぼぼ	共同生活介護(ケアホーム)	知的障がい	9	NPO法人	
北本市立こども療育センター	児童デイサービス	児 童	50	北本市	市直営
北本市総合福祉センター	生活介護	身体障がい	20	社会福祉法人	指定管理
北本市立あすなろ学園	知的通所授産施設	知的障がい	50	社会福祉法人	指定管理
地域活動支援センターかばざくら	地域活動支援センター	精神障がい	15	NPO法人	
生活支援センター夢の実	地域活動支援センター	精神障がい	50	社会福祉法人	鴻巣市と協同設営
生活支援センター夢の実	相談支援	精神障がい		社会福祉法人	鴻巣市と協同設営
生活相談支援センターしゃろーむ	相談支援	身体障がい 知的障がい		社会福祉法人	鴻巣市と協同設営

とくべつし えんがっこうざいせきしゃすうとう
(2) 特別支援学校在籍者数等

【特別支援学校等】

平成 23 年 5 月 1 日現在、特別支援学校等の小学部に 17 人、中学部に 15 人、高等部に 36 人の児童生徒が通っています。

■ 特別支援学校等へ通学している児童数（小学部） ■

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
騎西特別支援学校	2人	3人	1人	3人	1人	1人	11人
川島ひばりが丘特別支援学校	1人	—	—	—	1人	2人	4人
特別支援学校大宮ろう学園	—	—	1人	1人	—	—	2人
計	3人	3人	2人	4人	2人	3人	17人

■ 特別支援学校等へ通学している生徒数（中学部） ■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	2人	6人	4人	12人
川島ひばりが丘特別支援学校	1人	—	1人	2人
岩槻特別支援学校	—	—	1人	1人
計	3人	6人	6人	15人

■ 特別支援学校等へ通学している生徒数（高等部） ■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	9人	7人	11人	27人
川島ひばりが丘特別支援学校	—	—	2人	2人
さいたま桜高等学園	2人	1人	1人	4人
大宮北特別支援学校西分校	—	—	1人	1人
特別支援学校塙保己一学園	—	—	1人	1人
特別支援学校大宮ろう学園	—	1人	—	1人
計	11人	9人	16人	36人

※ 平成 23 年 5 月 1 日現在

【特別支援学級】

平成 23 年 5 月 1 日現在、市内の小学校 4 校に 32 人の児童が、中学校 2 校に 10 人の生徒が在籍しています。

■ 特別支援学級児童数の推移（小学校） ■

	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校合計	8クラス	5人	6人	6人	8人	4人	3人	32人
中丸小	3クラス	1人	2人	3人	4人	1人	3人	14人
南小	2クラス	1人	2人	1人	2人	2人	—	8人
西小	2クラス	2人	—	—	2人	1人	—	5人
東小	1クラス	1人	2人	2人	—	—	—	5人

■ 特別支援学級生徒数の推移（中学校） ■

	学級数	1年	2年	3年	計
中学校合計	3クラス	4人	1人	5人	10人
北本中	2クラス	4人	1人	4人	9人
西中	1クラス	—	—	1人	1人

※ 平成 23 年 5 月 1 日現在

(3) しょうがい者の就職状況

大宮公共職業安定所管内の障がい者就職数は、平成 20 年度 250 人、平成 21 年度 263 人、平成 22 年度 247 人と年々増加しています。

■ 大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数 ■

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他の障がい者	合計
平成 17 年度	89 人 (32 人)	55 人 (10 人)	29 人	0 人	173 人
平成 18 年度	100 人 (51 人)	69 人 (35 人)	32 人	0 人	201 人
平成 19 年度	103 人 (52 人)	68 人 (34 人)	56 人	0 人	227 人
平成 20 年度	120 人 (55 人)	75 人 (47 人)	53 人	2 人	250 人
平成 21 年度	103 人 (49 人)	103 人 (67 人)	57 人	0 人	263 人
平成 22 年度	97 人 (36 人)	81 人 (55 人)	66 人	3 人	247 人

※ () 重度障がい者数

資料：大宮公共職業安定所連絡会議資料

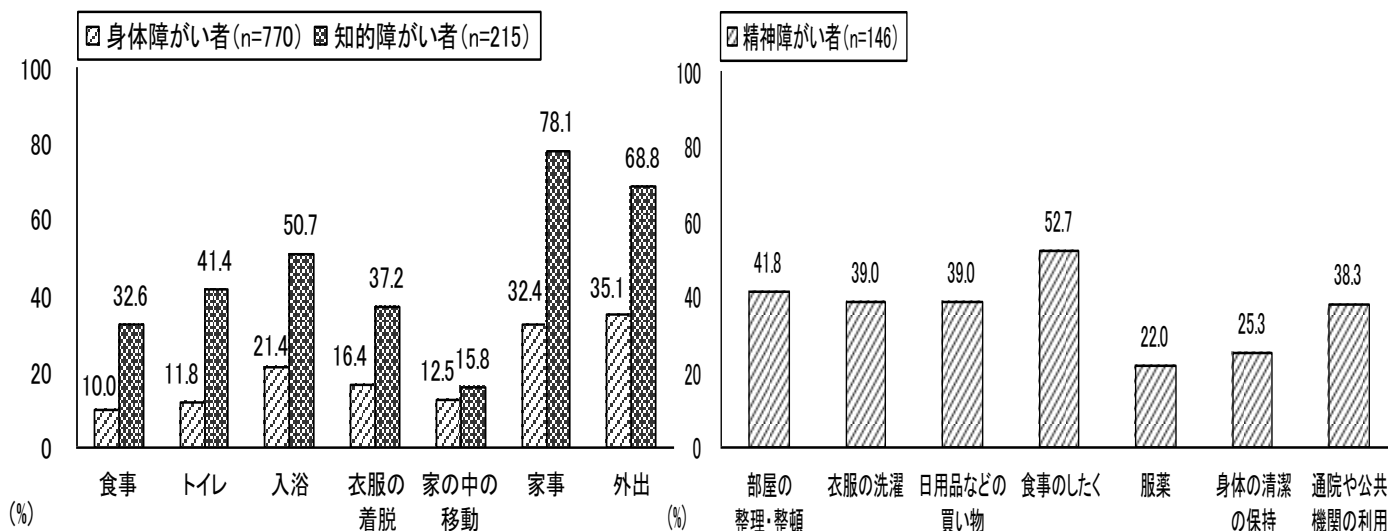
あ ん け と ち ょ う さ け っ か が い よ う
 (4) アンケート調査結果概要

調査目的	第二次北本市障害者福祉計画改定及び第三期障害福祉計画策定の基礎資料とするため、市内の障がい者に対し、障がいと福祉に関する意識と行動の現状や福祉サービスに対するニーズを把握するためにアンケート調査を実施した。																				
調査対象	身体障害者手帳保持者 1,041 名、療育手帳所持者 306 名、精神障害者保健福祉手帳保持者 213 名を対象とした。																				
調査時期	平成 23 年 9 月 16 日～10 月 12 日																				
調査方法	郵送配布・郵送回収、礼状兼督促状を全対象者へ送付																				
回収状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対象者数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>1,041</td> <td>770</td> <td>74.0%</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>306</td> <td>215</td> <td>70.3%</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>213</td> <td>146</td> <td>68.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,560</td> <td>1,131</td> <td>72.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対象者数	有効回収数	有効回収率	身体障がい者	1,041	770	74.0%	知的障がい者	306	215	70.3%	精神障がい者	213	146	68.5%	計	1,560	1,131	72.5%
区 分	対象者数	有効回収数	有効回収率																		
身体障がい者	1,041	770	74.0%																		
知的障がい者	306	215	70.3%																		
精神障がい者	213	146	68.5%																		
計	1,560	1,131	72.5%																		

① 日常生活における介助・援助の必要性

身体障がい者	日常生活における介助・援助の必要性を7つの項目についてみると、「全部介助・援助が必要」あるいは「一部介助・援助が必要」な人の割合は、「外出」が 35.1%と最も高く、次いで「家事」(32.4%)、「入浴」(21.4%)と続いている。
知的障がい者	日常生活における介助・援助の必要性を7つの項目についてみてみると、「全部介助・援助が必要」あるいは「一部介助・援助が必要」な人の割合は、「家事(調理、掃除、洗濯)」が 78.1%と最も高く、次いで「外出」が 68.8%となっている。
精神障がい者	日常生活における介助・援助の必要性を7つの項目についてみてみると、「全部介助・援助が必要」あるいは「一部介助・援助が必要」な人の割合は、「部屋の整理・整頓」では 41.8%、「衣類の洗濯」39.0%、「日用品などの買い物」39.0%、「食事のしたく」52.7%、「服薬」22.0%、「身体の清潔の保持」25.3%、「通院や公共機関の利用」38.3%となっている。特に、「食事のしたく」は、26.0%が「全部介助・援助が必要」と回答しており、介助・援助の必要性が高い項目となっている。

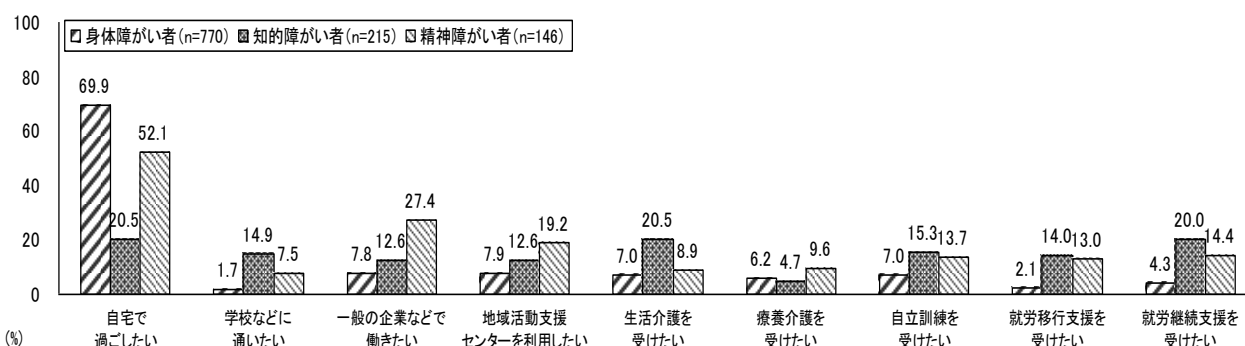
《日常生活で何らかの介助・援助を必要とする人の割合》



② 今後希望する日中の過ごし方

身体障がい者	今後、希望する日中の過ごし方としては、「自宅で過ごしたい」が69.9%と最も多く、次いで「創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流等を行ったりするところで過ごしたい(地域活動支援センター)」(7.9%)、「一般の企業などで働きたい」(7.8%)と続いている。
知的障がい者	今後、希望する日中の過ごし方としては、「自宅で過ごしたい」(20.5%)、「施設(事業所)で、入浴、排せつ、食事の介護を受けながら創作的活動や生産活動を行いたい(生活介護)」(20.5%)、「一般企業などでの就労は難しいが、働きたいと思っているので、施設(事業所)内で就労したり、生産活動をしながらか過ごしたい(就労継続支援)」を希望する人が、それぞれ約2割と多くなっている。
精神障がい者	今後、希望する日中の過ごし方としては、「自宅で過ごしたい」と回答した人が52.1%と最も多く、次いで「一般の企業などで働きたい」(27.4%)、「創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流等を行ったりするところで過ごしたい(地域活動支援センター)」(19.2%)と続いている。

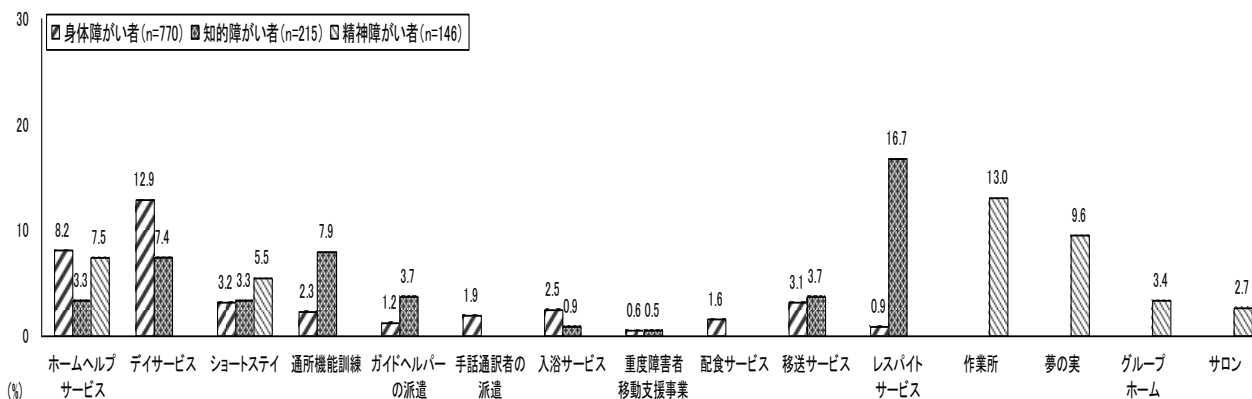
《今後希望する日中の過ごし方(複数回答)》



③ 福祉サービスの利用状況

身体障がい者	この1年間で最も利用されたサービスは「デイサービス」で、12.9%の人が利用したことがあると回答している。 障がいの種類別にみると、視覚障がい者では「ガイドヘルパーの派遣」の利用率が8.8%、聴覚障がい者では「手話通訳者の派遣」の利用率が20.3%となっている。
知的障がい者	この1年間で最も利用されたサービスは「レスパイトサービス」で、16.7%の人が利用したことがあると回答している。
精神障がい者	この1年間に最も利用されているサービスは「作業所」で、13.0%の人が利用したことがあると回答している。

《この1年間に利用したサービス(複数回答)》



④ 福祉サービスの利用意向

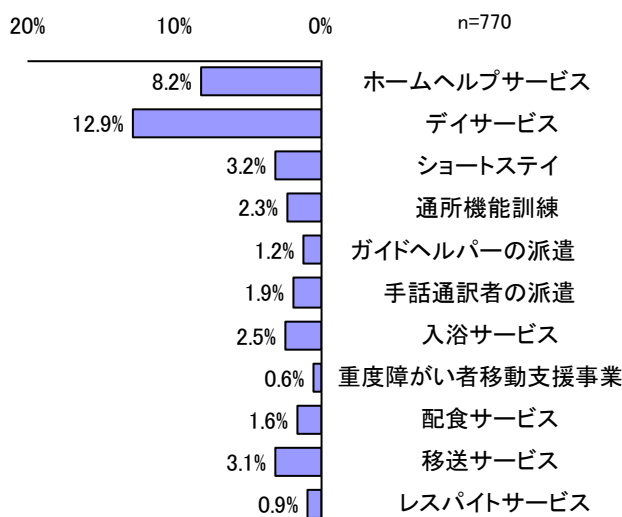
身体障がい者	今後も引き続き利用したい、あるいは、今後新たに利用したいと思うサービスとしては、「デイサービス」をあげる人が 10.6%と最も多く、次いで「ホームヘルプサービス」が 9.5%で続いている。
知的障がい者	今後も引き続き利用したい、あるいは、今後新たに利用したいと思うサービスとしては、「レスパイトサービス」をあげる人が 31.6%と最も多く、次いで「ショートステイ」(18.1%)、「ホームヘルプサービス」(11.2%)と続いている。実際の利用状況と今後の利用意向を比べてみると、いずれのサービスにおいても利用希望者の割合が上回っている。特に、「レスパイトサービス」と「ショートステイ」は、実際の利用割合と希望割合に 10 ポイント以上差があり、実際の利用状況に比べて利用意向が特に高いサービスといえる。
精神障がい者	今後も引き続き利用したい、あるいは、今後新たに利用したいと思うサービスとしては、「ホームヘルプサービス」をあげる人が 19.2%と最も多く、次いで「作業所」(15.8%)、「夢の実」(9.6%)と続いている。

《サービス利用状況と利用意向》

身体障がい者

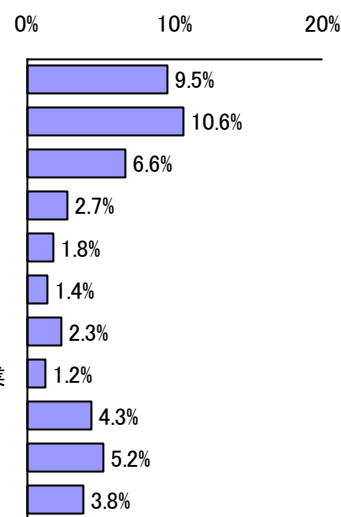
この1年間に利用したことがあるサービス(複数回答)

《利用経験》



今後利用したいサービス(複数回答)

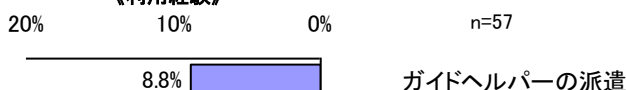
《利用意向》



視覚障害者

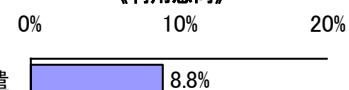
この1年間に利用したことがあるサービス(複数回答)

《利用経験》



今後利用したいサービス(複数回答)

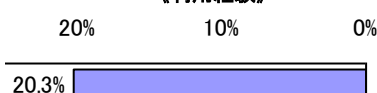
《利用意向》



聴覚障害者

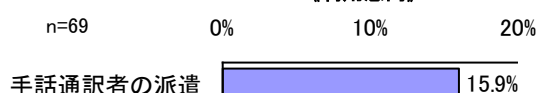
この1年間に利用したことがあるサービス(複数回答)

《利用経験》



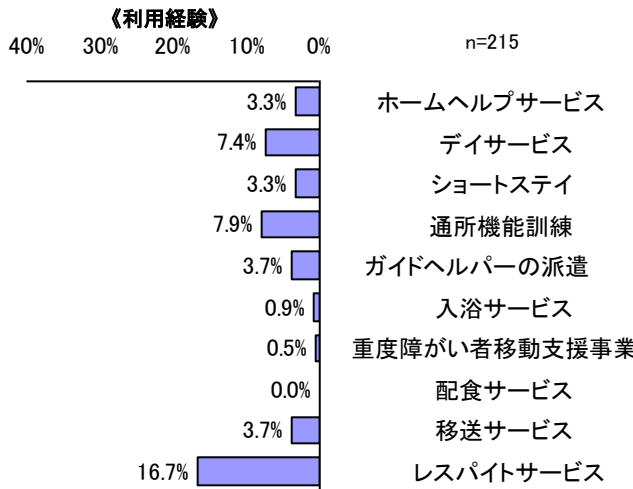
今後利用したいサービス(複数回答)

《利用意向》

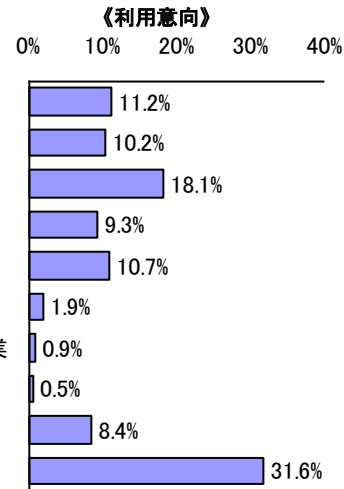


知的障がい者

この1年間に利用したことがあるサービス(複数回答)

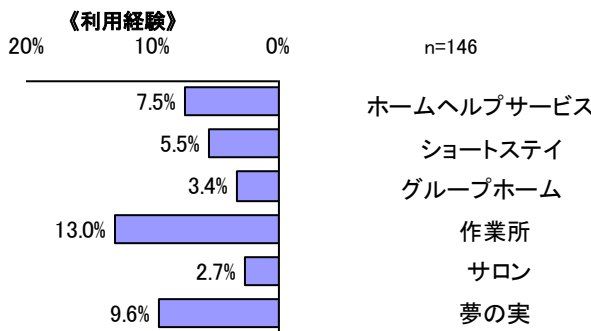


今後利用したいサービス(複数回答)

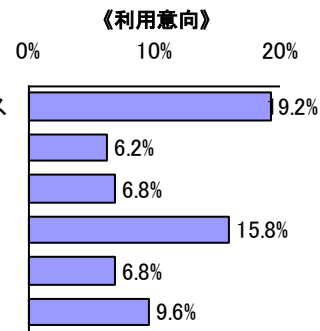


身体障がい者

この1年間に利用したことがあるサービス(複数回答)



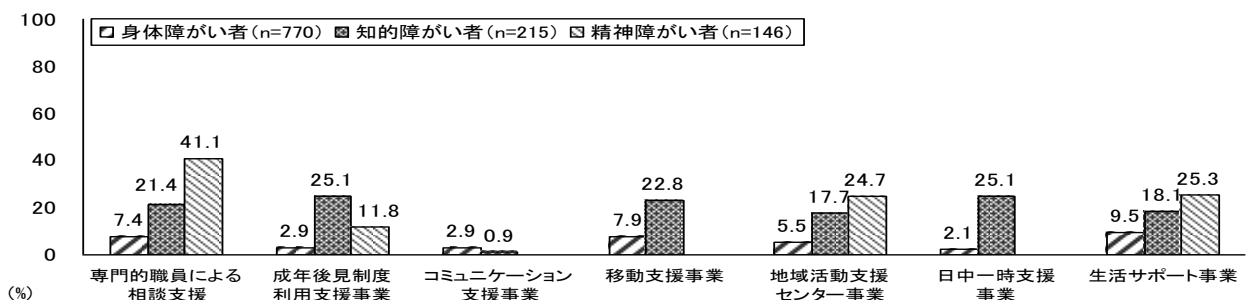
今後利用したいサービス(複数回答)



⑤ 地域生活支援事業の利用意向

身体障がい者	今後、利用してみたい地域生活支援事業としては、「生活サポート事業」をあげる人が9.5%と最も多く、次いで「移動支援事業」(7.9%)、「専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)による相談支援」(7.4%)と続いている。
知的障がい者	今後、利用してみたい地域生活支援事業としては、「成年後見制度利用支援事業」と「日中一時支援事業」をあげる人が、それぞれ25.1%と最も多く、次いで「移動支援事業」(22.8%)、「専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など)による相談支援」(21.4%)と続いている。
精神障がい者	今後、利用してみたい地域生活支援事業としては、約4割の人が「専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)による相談支援」(41.1%)をあげている。

《地域生活支援事業の利用意向》



⑥ 今後暮らしたい場所

身体障がい者	今後、希望する暮らし場所としては、84.2%の人が「自宅」と回答している。 現在、福祉施設に入所している 38 人のうち、12 人は引き続き「施設」(31.6%)で暮らしたい、8 人は「自宅」(21.1%)で暮らしたいと回答している。
知的障がい者	今後、希望する暮らし場所としては、60.5%の人が「自宅」と回答しており、「夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を受けながら、共同生活を行う住居で暮らしたい(共同生活介護(ケアホーム))」を希望する人は 10.2%、「夜間や休日、相談や日常生活上の援助を受けながら、共同生活を行う住居で暮らしたい(共同生活援助(グループホーム))」を希望する人は 7.9%である。 現在の生活場所にみると、自宅で暮らしている人のうち 7.7%は「ケアホーム」、8.8%は「グループホーム」を希望している。また、施設に入所している人のうち、32.0%は「ケアホーム」、4.0%は「グループホーム」で生活したいと考えている。
精神障がい者	今後、希望する暮らし場所としては、76.0%の人が「自宅」と回答しており、「夜間や休日、相談や日常生活上の援助を受けながら、共同生活を行う住居で暮らしたい(共同生活援助(グループホーム))」を希望する人は 7 人(4.8%)となっている。 現在、自宅で暮らしている人のうち、5 人(4.0%)は、今後、「共同生活援助(グループホーム)」で生活したいと回答している。

《今後暮らしたい場所/現在暮らしている場所別》

身体障がい者

(%)

今後暮らしたい場所 現在暮らしている場所	TOTAL	自宅で暮らしたい	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活援助(グループホーム)	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	無回答
TOTAL	770 人	84.2	0.8	1.6	3.5	0.4	0.9	8.7
自宅で暮らしている	690 人	89.7	0.7	0.6	1.7	0.3	0.6	6.4
病院に入院している	22 人	54.5	0.0	4.5	4.5	4.5	0.0	31.8
福祉施設に入所している	38 人	21.1	0.0	15.8	31.6	0.0	5.3	26.3
その他	12 人	41.7	8.3	8.3	16.7	0.0	8.3	16.7

知的障がい者

(%)

今後暮らしたい場所 現在暮らしている場所	TOTAL	自宅で暮らしたい	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活援助(グループホーム)	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	無回答
TOTAL	215 人	60.5	10.2	7.9	10.2	1.4	1.9	7.9
自宅で暮らしている	181 人	70.2	7.7	8.8	6.1	0.0	0.6	6.6
病院に入院している	4 人	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0
福祉施設に入所している	25 人	0.0	32.0	4.0	40.0	0.0	8.0	16.0

精神障がい者

(%)

今後暮らしたい場所 現在暮らしている場所	TOTAL	自宅で暮らしたい	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活援助(グループホーム)	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	無回答
TOTAL	146 人	76.0	0.7	4.8	6.2	1.4	6.2	4.8
自宅で暮らしている	125 人	83.2	0.8	4.0	4.0	0.0	5.6	2.4
病院に入院している	10 人	30.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	30.0
福祉施設に入所している	7 人	14.3	0.0	28.6	28.6	0.0	14.3	14.3
その他	3 人	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

(今後、希望する暮らしをするために必要な支援) 自由回答

<p>身体障がい者</p>	<p>【福祉サービス・制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパーに頼む。ショートステイを利用する。 ・目が不自由な上高齢のため手助けをする方がきてほしい。 ・往診、食事、入浴等ホームヘルプサービスの充実が必要 ・介護者がなくなった後、生活サポートや移動支援事業等の援助を行ってほしい。 ・送迎バスのバス停までのレスパイトサービスもっと拡大してほしい。 ・介護認定の有無にかかわらず、ホームヘルプサービス援助を受けられるとよい。 ・家族(介護者)の負担が減るようなサービス支援。 ・支援が、必要な状態になった時にはデイサービス等を利用したい。 ・家事や外出、買い物を気軽に頼めること。 <p>【相談・情報体制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係りの方が定期的(数ヶ月に1回)(年2回ぐらい)に尋ねて欲しい。個人の意見を聞いて、希望に応じて。 ・インターホンや電話の音が聞えない事が多いので聴覚障がいには、音が分かる装置とかあるようでしたら詳しく知りたい。 ・介護を必要とする様な健康状態に陥った時、どの様な手段・方法があるか相談出来る様なサポートを望みます。 ・緊急時、相談連絡先の設置充実。即ち、生活上・医療上気楽に電話相談できる場所・人。 ・相談に乗ってくれる環境を作る事。 ・情報がほしい(例えばメールなどを使って)。 ・日常の生活の為に相談ののって貰う。
<p>知的障がい者</p>	<p>【福祉サービスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護をしている人が病気になったりしたときに介護してくれる人がすぐ来てくれること。 ・両親が高齢になってきているので、作業所への送り迎えのサービス。 ・通院介助・ホームヘルパーなどの派遣。 ・介助者負担軽減の為に障がい者支援サービス。 ・介護してくれる人のサポートが必要だと思います。 ・生活上のあらゆる事を相談、アドバイスをうけられる。長期にわたり担当してもらえるケアマネージャーがいてくれると助かります。 ・介護している家族が、一時的に、介護できない状態になったとき、すぐに利用できるサービスが備っていること。 ・1人に対し1人の相談員がいるとサービスが安心して受けられる。 <p>【施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームで支援を受けながら暮らしたいので、ぜひ市内に建設してほしい ・親が居なくなった時に、1人でも暮らしていけるかと思うと、ケアホームに入る必要があると思うので、ケアホーム等、十分な支援が必要だと思います。 ・施設が満員で入所を希望していてもなかなか入れないと聞きます。親亡き後の生活の支援をお願いします。 ・障がいのある人と、障がいのない人も、いっしょに生活できるグループホームのような場所。 ・入所施設より小規模で家族的な感じのグループホームが欲しい。 ・障がいの重い子はたくさん援助が必要な為たくさんの方の目がある入所施設を希望しますが、入所施設は少ない為たくさんきて欲しいと思います。 ・市内で発達支援を受けながら、自立に向けて成長できるような施設。
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家事や家の中のことなどを手助けしてくれる人がほしい。 ・不安や悩みなどを相談できる機関や人達が身近にいること。 ・社会との交流を持つための支援がほしい。 ・ホームヘルパーの派遣など住宅生活支援サービスの充実。 ・家族へのサポート(気軽に相談できる、障がいについて知識を深められるなど)がより充実して欲しいと望みます。 ・公営住宅に優先的に入居できるような支援。 ・買い物やそうじや病院への送迎などしてくれるサービスを受けたい。

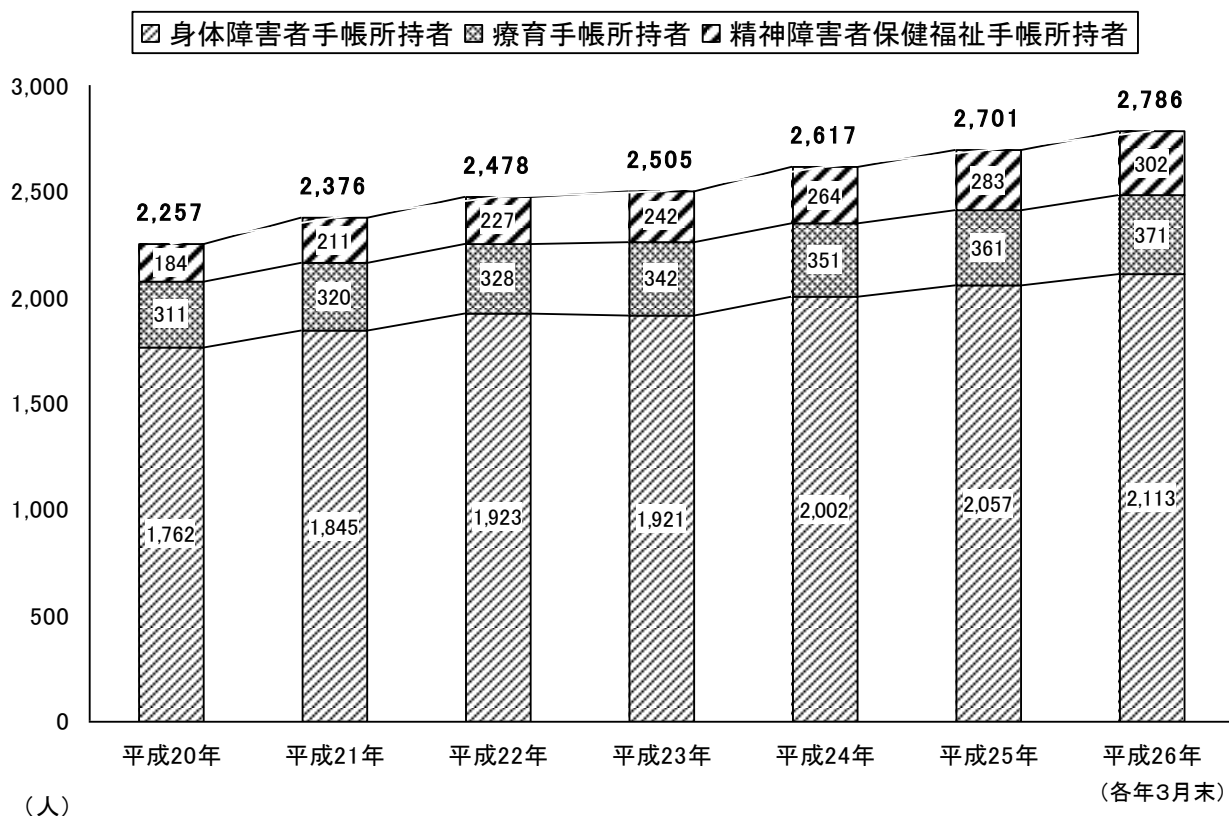
(5) 障がい者数の推計

障害福祉サービス見込量算出のために、平成 24 年から平成 26 年の障がい者数を推計しました。平成 20 年以降、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、一貫して増加傾向にあり、平成 24 年から平成 26 年についても、この増加傾向が続くと仮定し、推計を行ったものです。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体障害者手帳所持者	1,762	1,845	1,923	1,921	2,002	2,057	2,113
療育手帳所持者	311	320	328	342	351	361	371
精神障害者保健福祉手帳所持者	184	211	227	242	264	283	302
3障がい合計	2,257	2,376	2,478	2,505	2,617	2,701	2,786

(単位:人、各年3月末)



3 基本目標（平成26年度の将来像）

（1）入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成26年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の考え方では、「平成17年10月1日時点の3割以上を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差引、1割以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とされています。

一方、埼玉県の考え方では、「埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちしている状況」であり、「地域移行者数は国と同様3割以上とするが、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない」としています。

本市では、現在入所している方々の状況や入所待機者の状況を踏まえ、平成17年10月1日時点の入所者60人のうち6人が、平成26年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数*	60人	平成17年10月1日の数※ 第一期計画策定時に確認
【目標値】地域生活移行者数	6人	平成26年度末までに地域生活へ移行する者の目標数

* 入所者数：身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設及び知的障害者入所授産施設に入所している者の合計数

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成 26 年度までの「受入条件が整えば退院可能な精神障がい者」の解消を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 26 年度における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

埼玉県では、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行者を年度ごとに把握するため、県内精神科病院を対象に毎年調査を実施しています。その結果をもとに、「平成 26 年度の県の目標値は 660 人」と設定しています。

本市では、県の目標値 660 人を人口割りした 6 人を、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の数とし、平成 26 年度末までに全員が地域生活に移行することを目標とします。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成 26 年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

埼玉県においては、「平成 26 年度末の福祉施設利用者の年間一般就労移行実績を、平成 17 年度実績の 5 倍にすることを目標とする」としています。

本市では、県の目標値を踏まえ、5 人を目標とします。

項目	数値	考え方
平成 17 年度の 一般就労移行者数	3人	平成 17 年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の 一般就労者数	5人	平成 26 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 就労支援事業の利用者数

平成 26 年度末において、就労移行支援事業及び就労継続支援（A 型）事業の利用者の数値目標を設定します。

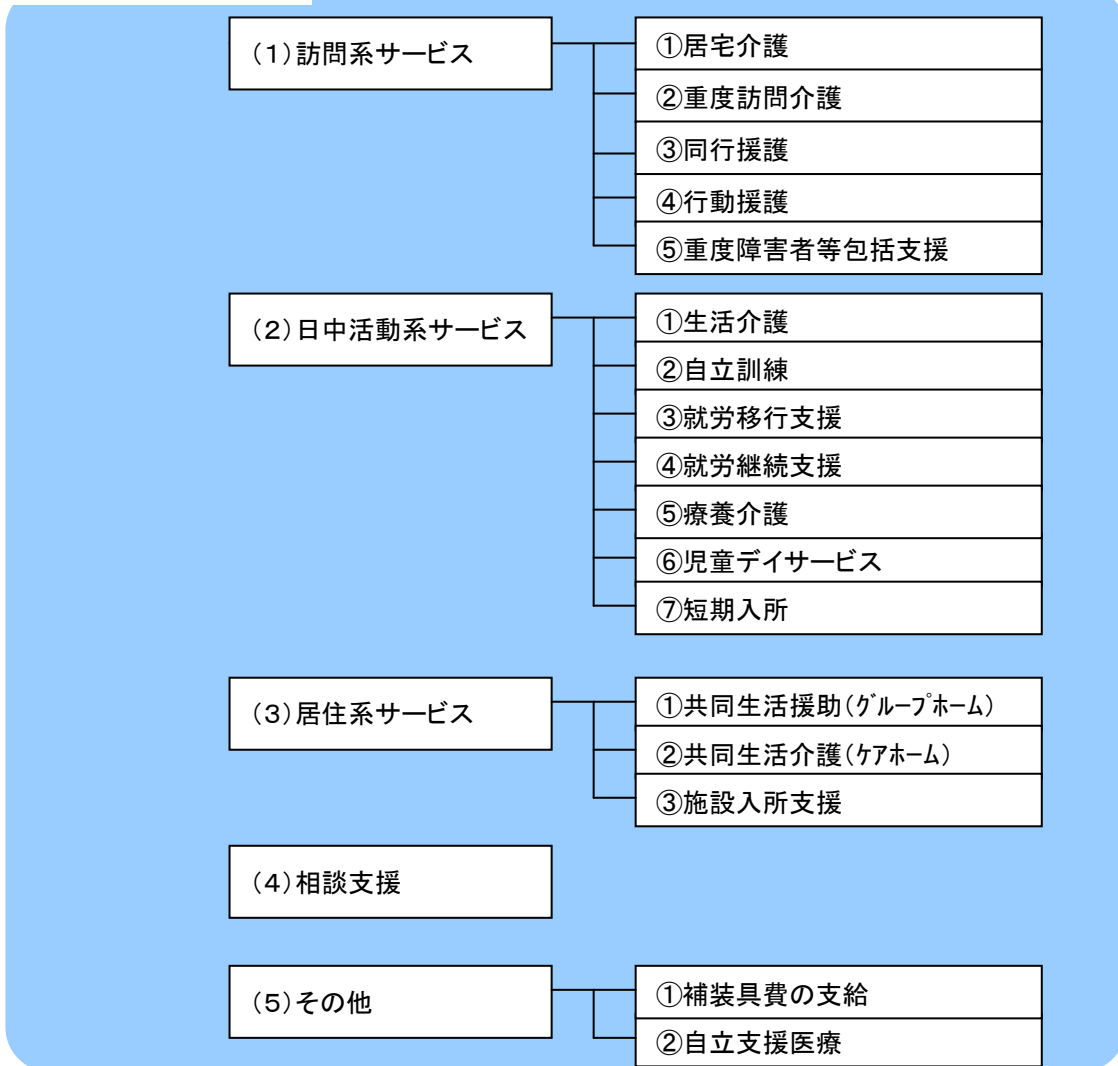
国の考え方では、「平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。また、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する」とされています。

埼玉県の間え方では、「平成 26 年度までに現時点の福祉施設利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援事業の利用者のうち 3 割が雇型（A 型）を利用することを目指す」とされています。

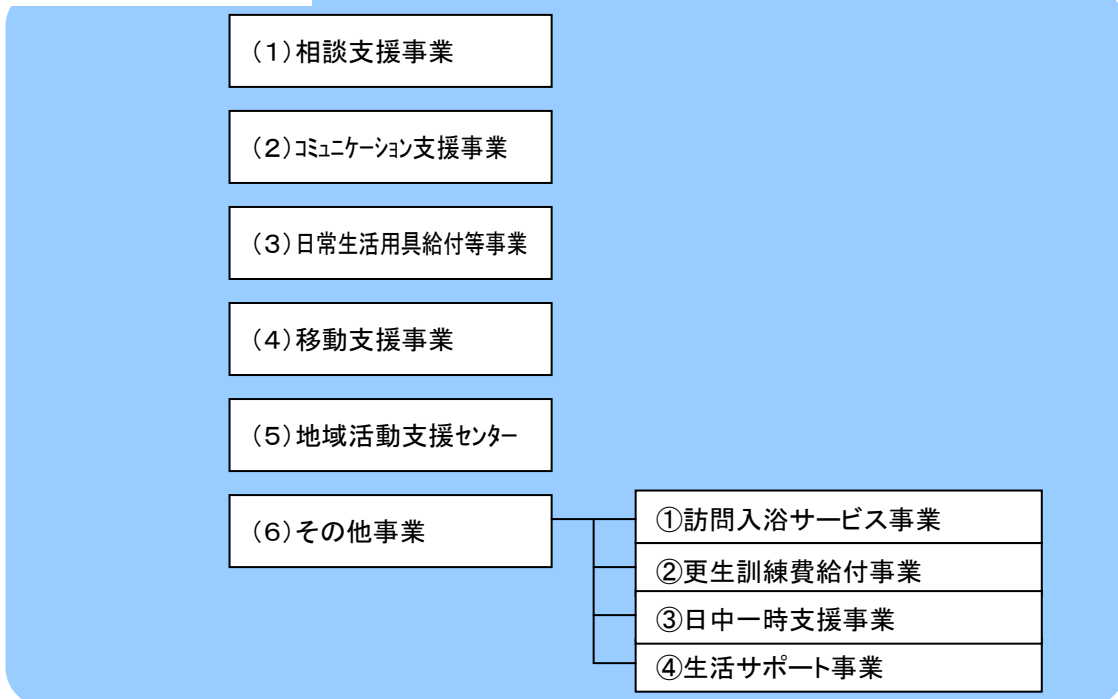
本市では、これまでの実績を踏まえ、平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数 18 人、就労継続支援（A 型）事業の利用者数 2 人を目標とします。

4 サービス体系

【障害福祉サービス】



【地域生活支援事業】



5 しょうがいふくし さーびす ひつようりょう みこ 障害福祉サービス必要量の見込み

障害者自立支援法で規定されている障害福祉サービス（相談支援を含む）の計画期間及び平成 26 年度のサービス見込量については、これまでの利用実績やアンケート調査の結果、国・県の基本的な考え方等を踏まえ、次のとおり推計しました。

(1) ほうもんけい さーびす 訪問系サービス

① きょたくかいご 居宅介護

ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ どうこうえんご 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行や援護、その他必要な支援を行います。

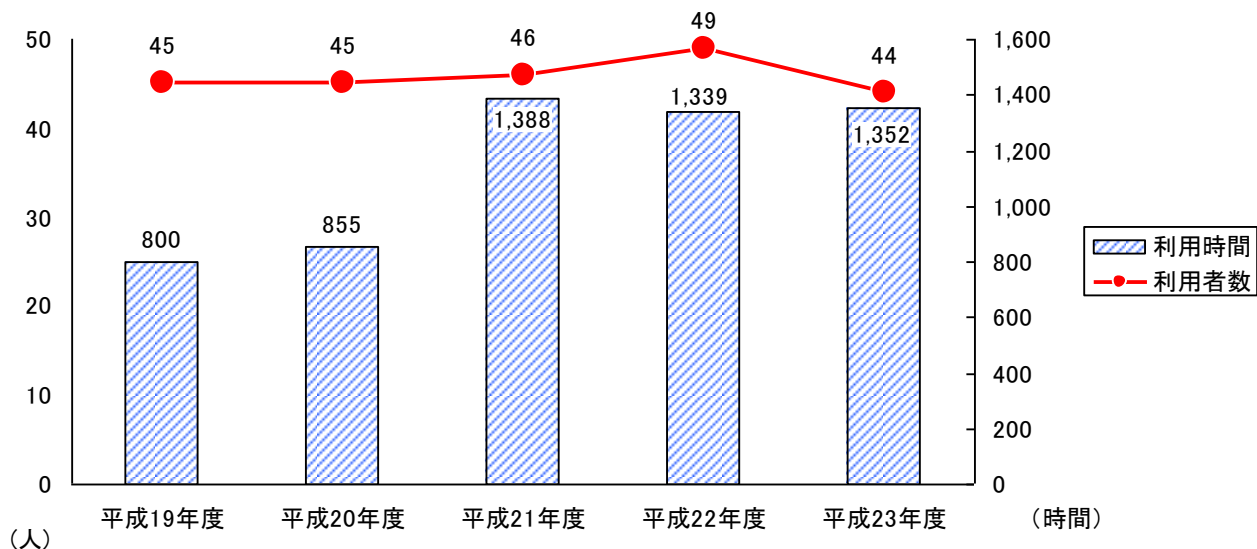
④ こうどうえんご 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者（児）または統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

⑤ じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

《訪問系サービスの実績（1か月あたり平均）》



※ 平成23年度は4月～8月の平均値

1か月あたりの事業実績は、平成19年度では利用者45人、利用時間800時間で、平成22年度では利用者49人、利用時間1,339時間となっています。経年の変化をみると、平成19年度と20年度の利用実績は大きく変わりませんでした。平成20年度から平成21年度にかけて利用時間が大幅に拡大しました。その後は、利用者数に若干の変動があるものの、利用時間は1,300時間台で推移しています。

なお、本計画からは新たに「同行援護」の利用を見込むこととなりますが、現在、地域生活支援事業の「移動支援事業」の利用者の一部の人々が、「同行援護」を利用することになると考えられます。

今後は、精神障がい者の利用が増加していくことや、アンケート調査結果でみられた潜在層（現在は利用していないが、今後の利用希望がある層）の新規利用もあわせて見込み、本市では、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援をあわせて、平成26年度には、1か月あたり、利用者65人、利用時間1,755時間分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1か月あたりの利用者数、利用時間

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	利用者数 49人	利用者数 55人	利用者数 60人	利用者数 65人
重度訪問介護				
同行援護	利用時間 1,339時間	利用時間 1,485時間	利用時間 1,620時間	利用時間 1,755時間
行動援護				
重度障害者等包括支援				

※ 1人あたりの利用時間を27時間/月で計算

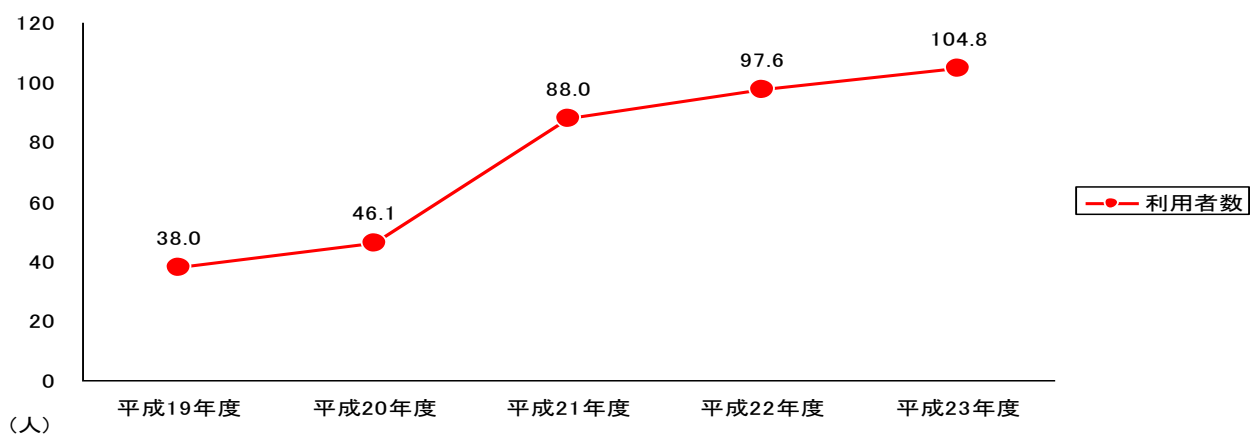
にちちゅうかつどうけいさーびす
(2) 日中活動系サービス

せいかつかいご
① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

現在、市内では、「北本市総合福祉センター」、「北本市立ふれあいの家」の2か所でサービスを実施しています。なお、平成24年度からは、「あすなる学園」でもサービスを実施することが予定されています。

《生活介護の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成23年度は4月～8月の平均値

平成21年度の1か月あたりの利用者は88.0人、平成22年度が97.6人、平成23年度が104.8人と右肩上がりに増加しており、この割合のまま増加していくと平成26年度には利用者が130人になると想定されます。ただし、平成24年度には「あすなる学園」が新体系サービスに移行することによりサービス提供基盤の整備が進むこと、さらに特別支援学校の卒業者数等も勘案すると、利用者はさらに増加していくことが見込まれます。

本市では、平成26年度には、1か月あたり、利用者155人、利用時間1,755時間分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1か月あたりの利用者数

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	98人	123人分	139人分	155人分

《生活介護の利用者像》

生活介護
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方
①障害程度区分3以上(施設へ入所する場合は区分4以上)
②年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)

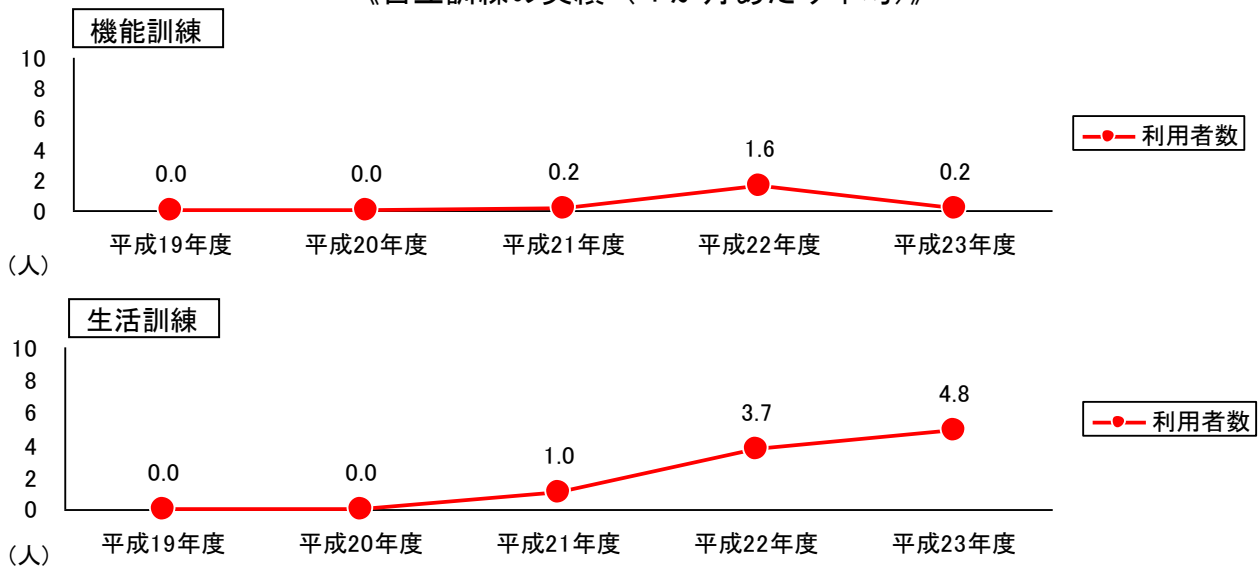
② じりつくんれん 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

《自立訓練の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成23年度は4月～8月の平均値

市内には「機能訓練」、「生活訓練」を実施している事業所はなく、市外の施設を利用しており、平成22年度の実績は「機能訓練」が2人、「生活訓練」が4人となっています。

今後は、市外施設でのサービス利用の拡大も想定し、平成26年度において、機能訓練は1か月あたり2人分、生活訓練は6人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1か月あたりの利用者数

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練（機能訓練）	2人	2人分	2人分	2人分
自立訓練（生活訓練）	4人	4人分	5人分	6人分

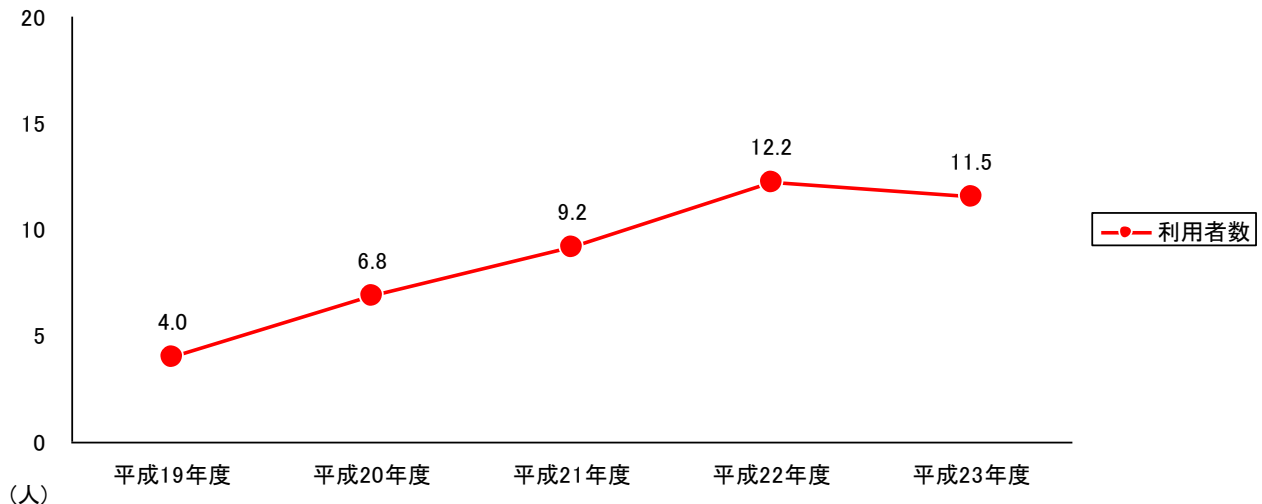
《自立訓練の利用者像》

機能訓練	生活訓練
<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方</p> <p>②特別支援学校等を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方</p> <p>②特別支援学校等を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方</p> <p style="text-align: right;">等</p>

③ しゅうろういこうしえん 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

《就労移行支援の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成 23 年度は 4 月～8 月の平均値

市内で就労移行支援を実施している事業所はありませんが、平成 22 年度の 1 か月あたりの利用者は 12 人で、平成 19 年度より徐々に増加しています。

今後は、市外施設でのサービス利用の拡大も想定し、平成 26 年度においては、1 か月あたり 18 人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1 か月あたりの利用者数

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	12 人	14 人分	16 人分	18 人分

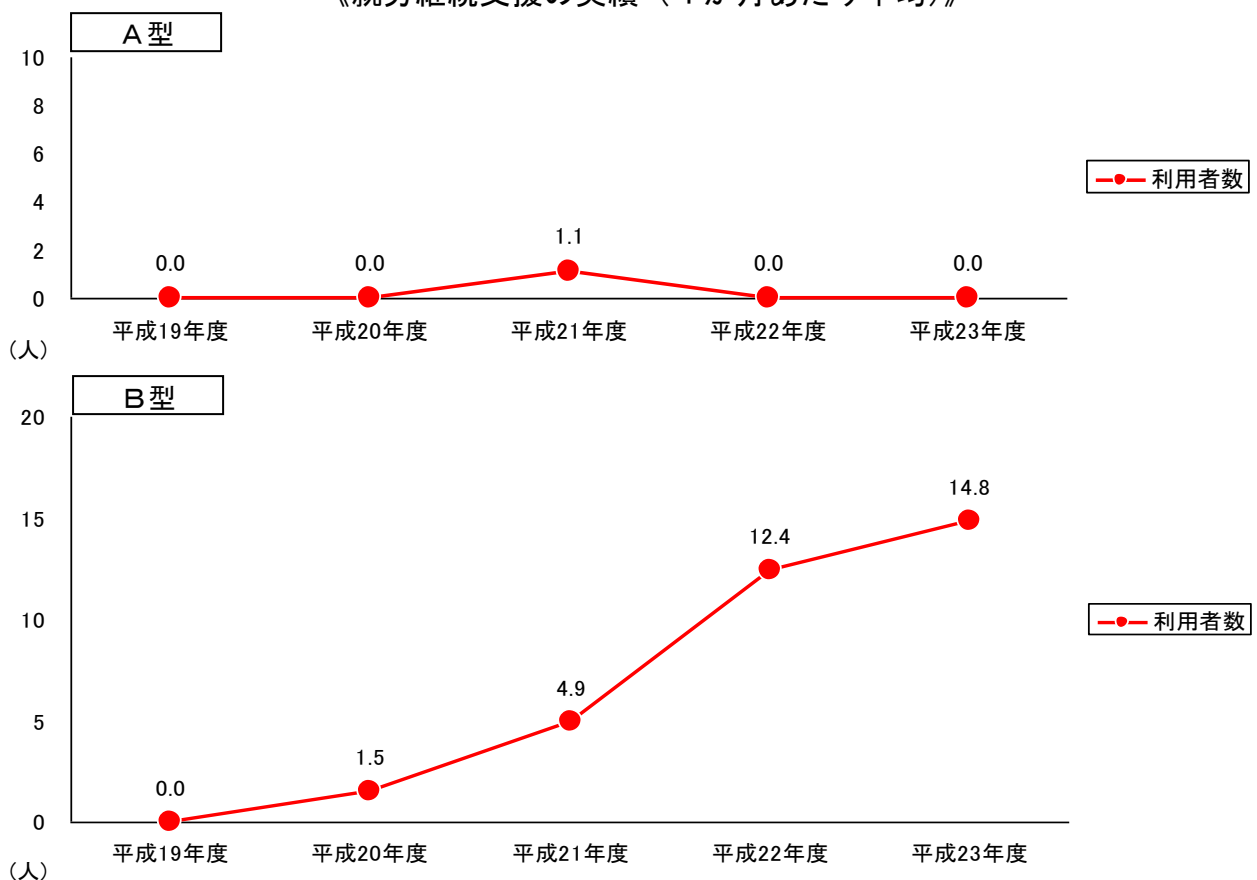
④ しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

《就労継続支援の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成23年度は4月～8月の平均値

平成22年度の就労継続支援A型利用者（1か月あたり平均）は0人、就労継続支援B型の利用者（1か月あたり平均）は12.4人となっています。

就労継続支援A型については、県内でもサービスを実施している事業所は少なく、今後も市内からの利用者を見込めるかどうか難しい状況となっています。したがって、平成26年度におけるサービス見込量についても、現状を踏まえ、当面2人分を見込むこととします。

就労継続支援B型については、平成24年度に「あすなろ学園」が新体系サービスに移行を予定していることを踏まえ、平成26年度におけるサービス見込量は、1か月あたり40人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量】 ※ 1か月あたりの利用者数

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援（A型）	0人	2人分	2人分	2人分
就労継続支援（B型）	12人	32人分	36人分	40人分

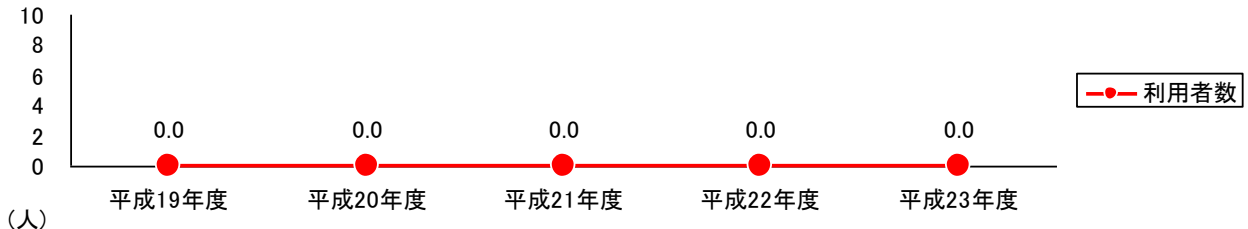
《就労継続支援の利用者像》

A型	B型
<p>次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能なる方(利用開始時に65歳未満)</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方</p> <p>②特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方</p> <p>③企業等を退職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方</p>	<p>次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方</p> <p>①企業等や就労継続支援事業(雇成型)での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業(雇成型)の雇用には結びつかなかった方</p> <p>③以上に該当しない方で、50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された方</p>

⑤ ^{りょうようかいご}療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

《療養介護の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成23年度は4月～8月の平均値

本市では、第一期計画、第二期計画とも、サービス量を見込みませんでした。実際に今までにサービス利用者はいませんでした。今後も、サービスを必要とする方の状況の把握に努めながら、適宜、サービス量を見込んでいくこととします。

[サービス見込量]

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	0人	—	—	—

《療養介護の利用者像》

療養介護
医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS(筋萎縮性側索硬化症)*患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害程度区分5以上の人が想定されます。

*印の付いている用語の説明

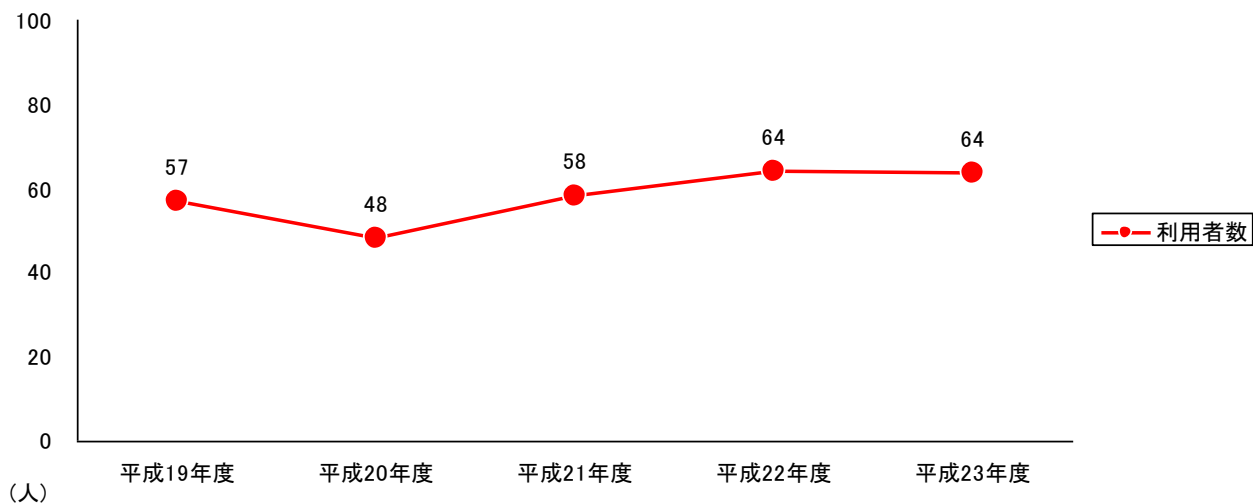
ALS（筋萎縮性側索硬化症）

Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粹に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

⑥ じどうでいさーびす 児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《児童デイサービスの実績（1か月あたり平均）》



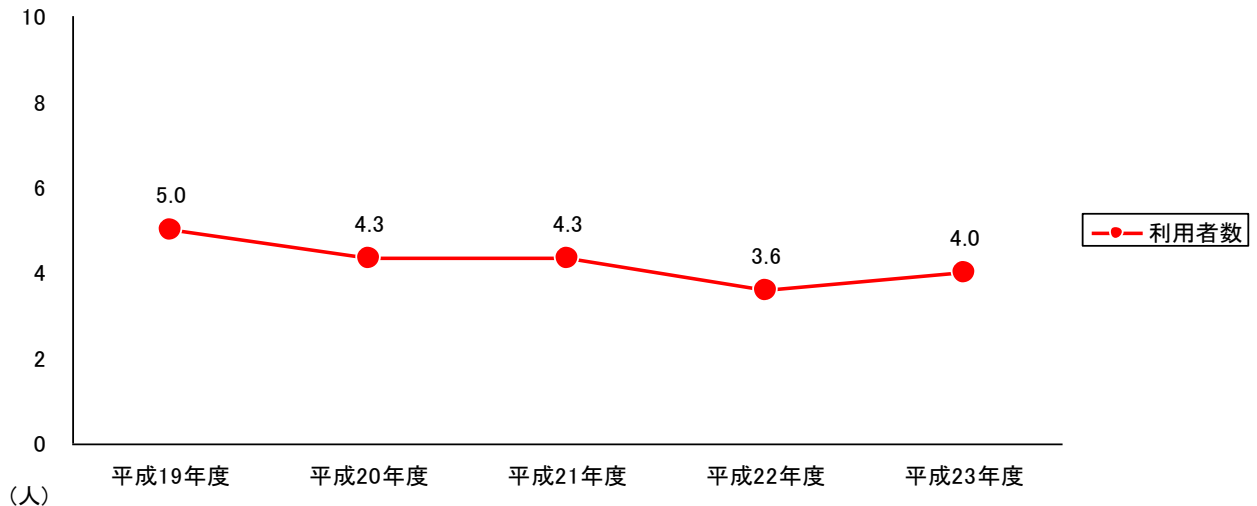
※ 平成23年度は4月～8月の平均値

現在、北本市立こども療育センターでサービスを実施しており、平成22年度の利用者は、1か月あたり平均64人となっています。

⑦ たんきにゆうしょ
短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《短期入所の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成23年度は4月～8月の平均値

平成22年度の1か月あたりの利用者は3.6人となっており、平成19年度以降、やや減少傾向にあります。

短期入所は、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズの大きさ等の要素を踏まえると、今後、さらに必要性が増してくるサービスであると考えられることから、本市では、平成26年度においては、第二期計画と同じく、1か月あたり23人分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1か月あたりの利用者数

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	4人	10人分	16人分	23人分

(3) 居住系サービス

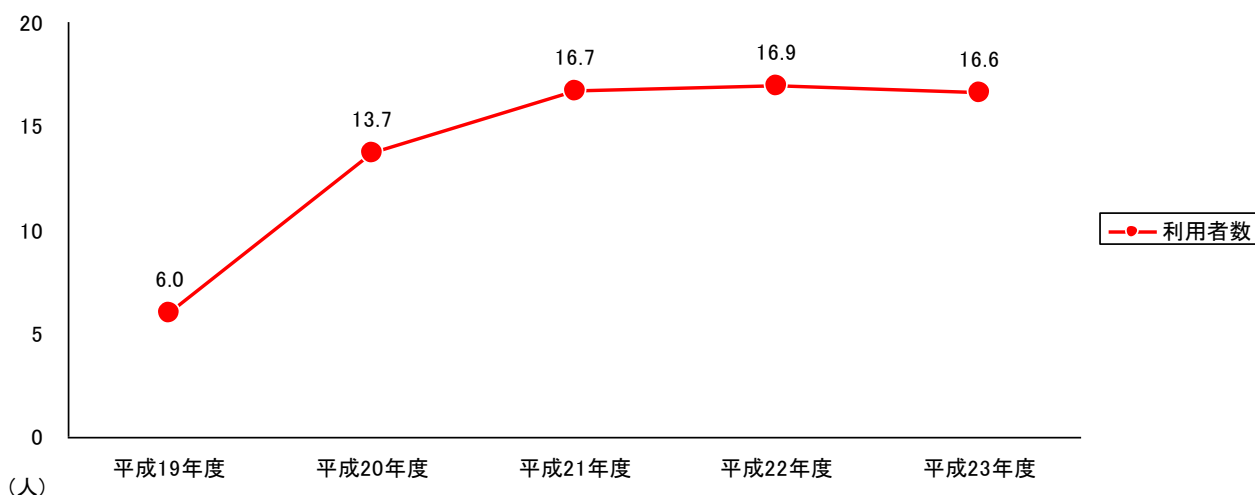
① 共同生活援助（グループホーム）

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。

② 共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

《共同生活援助・共同生活介護の実績（1か月あたり平均）》



※ 平成23年度は4月～8月の平均値

平成22年度の実績は、「共同生活援助（グループホーム）」の利用者が1人、「共同生活介護（ケアホーム）」の利用者が16人となっています。現在、市内には、ケアホームが1か所（ケアホームたんぽぽ）あります。

共同生活援助・共同生活介護は、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズの大きさ等の要素を踏まえると、今後、さらに必要性が増してくるサービスであると考えられることから、本市では、平成26年度において、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）の利用者を26人分見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1か月あたりの利用者数

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助(グループホーム)	17人	20人分	23人分	26人分
共同生活介護(ケアホーム)				

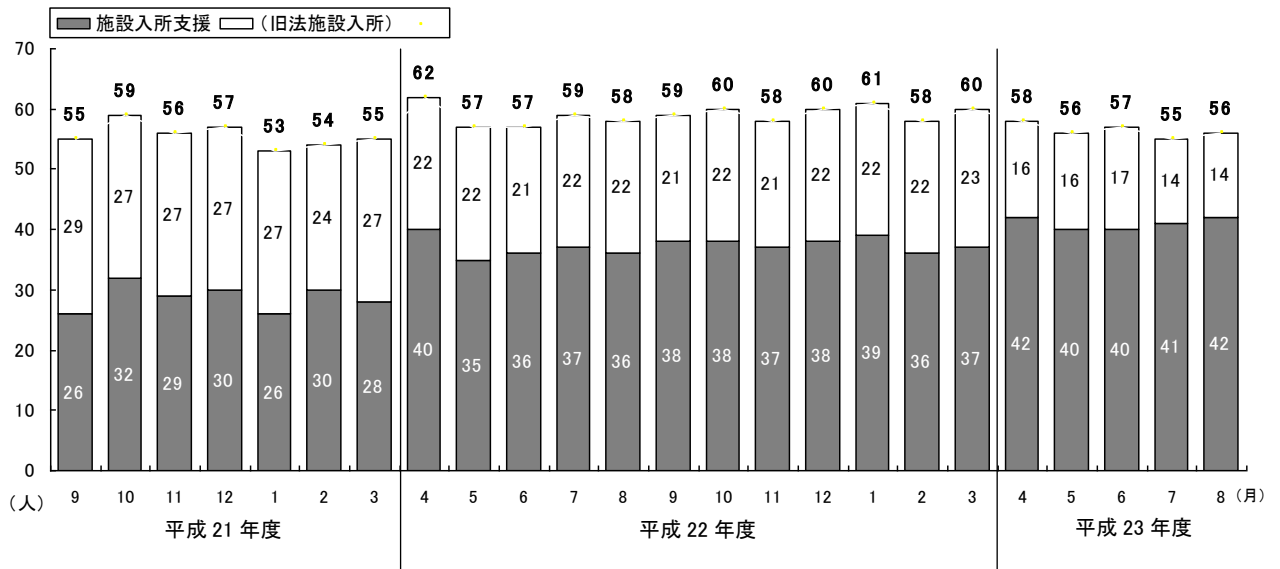
《グループホームとケアホームの利用者像》

グループホーム	ケアホーム
就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されます。	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者と精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人が想定されます。障害程度区分では、区分2以上の人が想定されます。

③ しせつにゆうしよしえん
施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

《施設入所支援の実績（月別）》



平成 23 年 8 月の施設入所者は 56 人で、施設入所支援による入所は 42 人、旧法施設に入所している人が 14 人となっています。

本市では第一期計画、第二期計画と同じく、平成 26 年度において、57 人分のサービス利用を見込むこととします。

[サービス見込量]

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	42 人	57 人	57 人	57 人

《施設入所支援の利用者像》

施設入所支援
夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者
①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の方(50 歳以上の場合は、区分3以上)
②自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

(4) ^{そうだんしえん}相談支援

相談支援の充実を図るため、これまでの「相談支援」の定義が、「基本相談支援」「地域相談支援」「計画相談支援」に分けられました。また、「基本相談支援」及び「地域相談支援」のいずれも行いう事業を「一般相談支援」、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行いう事業を「特定相談支援」と定義されました。

① ^{きほんそうだんしえん}基本相談支援

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題について、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与します。

② ^{ちいきそうだんしえん}地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

[サービス見込量] ※ 1か月あたり利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	1 人	1 人	2 人

③ ^{けいかくそうだんしえん}計画相談支援

サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。

[サービス見込量] ※ 1か月あたり利用者数

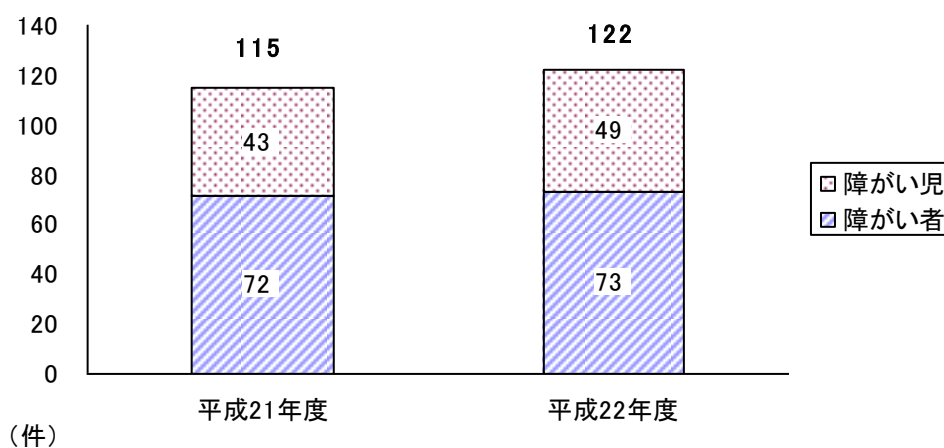
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	4 人	12 人	25 人

(5) その他^た

① 補装具費^{ほ そう ぐ ひ し き ゆ う}の支給

身体障害者手帳を所持している方の、失われた部分や損なわれた機能を補う用具購入費と修理費を支給します。

《補装具費の支給の実績（年間支給件数）》



平成 21 年度の支給件数は 115 件、平成 22 年度は 122 件となっています。

本市では、平成 26 年度においては、年間 150 件のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 年間の支給件数

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補装具	122 件	130 件	140 件	150 件

② 自立支援医療^{じりつしえんいりょう}

これまでの障がいに係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、自立支援医療に変わりました。

自立支援医療は、障がいのある方々が心身の障がいの状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。

6 ちいきせいかつしえんじぎょう みこ 地域生活支援事業の見込み

(1) そうだんしえんじぎょう 相談支援事業

障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな問題についての相談支援体制を整えていくことは、障がいのある人の地域生活を支える上でとても大切なことです。アンケート調査の結果でも、相談支援に対する期待が大きく表れています。

本市では、第1期計画で見込んだとおり、平成19年度に障害者相談支援事業を2箇所を実施し、鴻巣市と共同で地域自立支援協議会を設置しました。

今後も、引き続き、相談支援体制を充実させ、障がいのある人が主体的にサービスを選び、自立した地域生活を継続できるよう努めます。

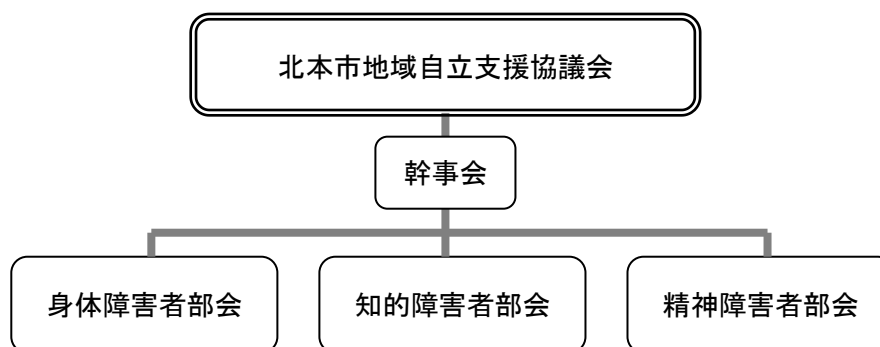
また、障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化し、役割分担を明確にするように努めます。

さらに、相談支援体制を構築していくための中心的な役割として地域自立支援協議会を位置づけ、相談支援事業をはじめとする本市の実情にあった地域福祉システム（情報提供～相談支援～サービス提供）の構築についても協議を進めていきます。

[サービス見込量]

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施

《鴻巣北本地域自立支援協議会の組織図》



なお、障害者自立支援法の改正により、市町村は「基幹相談支援センター」を設置することができることとなりました。

本市においても、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を進めていきます。

《障害者相談支援事業》

事業の概要

地域の障害者等(身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児)の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。本市では、現在、2箇所の指定相談支援事業者に委託して、事業を行っています。

北本市相談支援事業実施要綱(平成 18 年 9 月 29 日)

(目的)

第 1 条 この告示は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与及び権利擁護のために必要な援助として相談支援事業を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 相談支援事業の実施主体は、北本市とする。

2 市長は、相談支援事業を適切に運営することができるものと認める指定相談支援事業者(以下「相談事業者」という。)に当該事業の一部又は全部を委託することができる。

3 前項の規定による委託は、他の市町村と共同して行うことができる。

(事業内容)

第 3 条 相談支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関すること。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) ピアカウンセリングに関すること。
- (5) 権利擁護のための必要な援助に関すること。
- (6) 専門機関の紹介に関すること。
- (7) その他障害者の日常生活又は社会生活に関すること。

(職員配置)

第 4 条 相談事業者は、事業に実施にあたり、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士又は相談支援専門員のいずれかを 1 人以上配置しなければならない。

(相談事業者の遵守事項)

第 5 条 相談事業者は、利用者に対して適切なサービスの提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておかななければならない。

2 相談事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 相談事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 相談事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

5 相談事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(利用料)

第 6 条 相談支援事業の利用料は、無料とする。

(委任)

第 7 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

《成年後見制度利用支援事業》

事業の概要

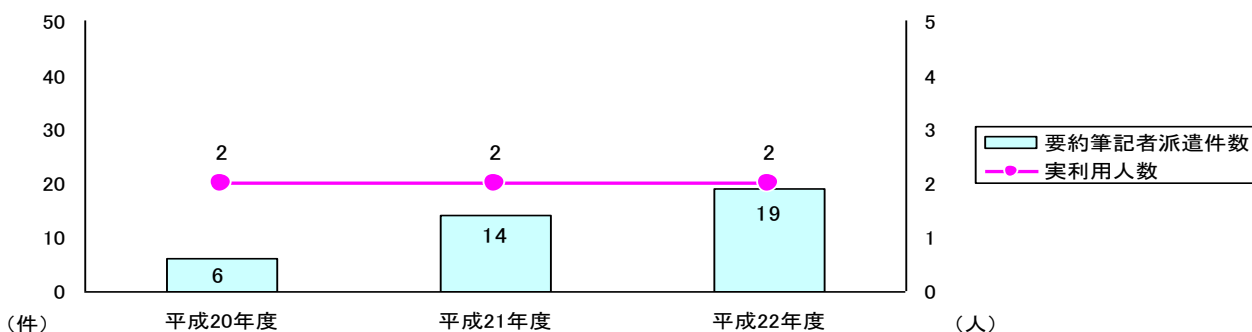
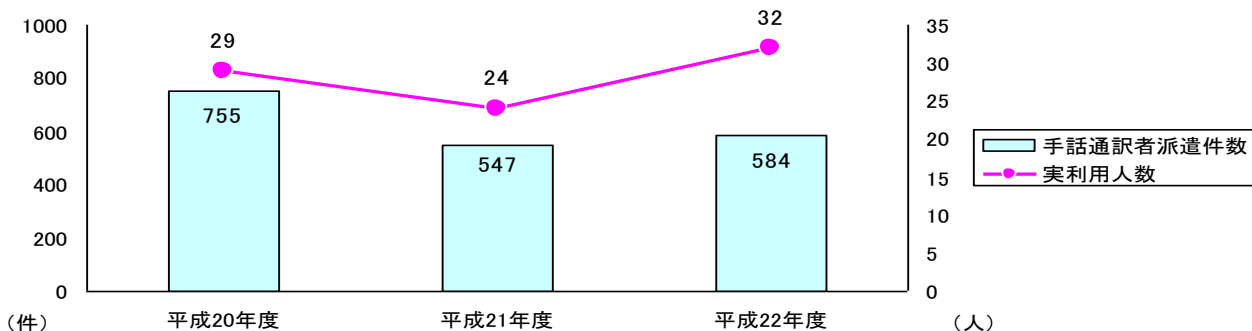
障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

平成 22 年度の派遣件数は、手話通訳者 584 件 (利用実人数 32 人)、要約筆記者 19 件 (利用実人数 2 人) となっています。

《コミュニケーション支援事業の実績 (年間)》



今後も、定期的に手話通訳養成のための講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。また、要約筆記者については、派遣機関との連携により、サービス提供の体制の確保に努めます。

なお、平成 26 年度のサービス量については、年間の手話通訳者派遣は利用実人数 35 人、派遣件数 630 件、要約筆記者派遣は利用実人数 5 人、派遣件数 45 件を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 年間の利用実人数、派遣件数

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳派遣	利用実人数 32 人	利用実人数 33 人	利用実人数 34 人	利用実人数 35 人
	派遣件数 584 件	派遣件数 594 件	派遣件数 612 件	派遣件数 630 件
要約筆記者派遣	利用実人数 2 人	利用実人数 3 人	利用実人数 4 人	利用実人数 5 人
	派遣件数 19 件	派遣件数 27 件	派遣件数 36 件	派遣件数 45 件

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者に対し、自立生活用具を給付します。

給付等実績は、平成 20 年度が 987 件、平成 21 年度が 799 件、平成 22 年度が 915 件
 となっています。(3 か年平均は、約 900 件です。)

今後も、障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、日常生活用具
 を必要とする人へ、適切に給付するように努めます。

なお、平成 26 年度のサービス量については、年間 1,000 件の利用を見込むこととし
 ます。

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

[サービス見込量] ※ 年間件数の給付件数

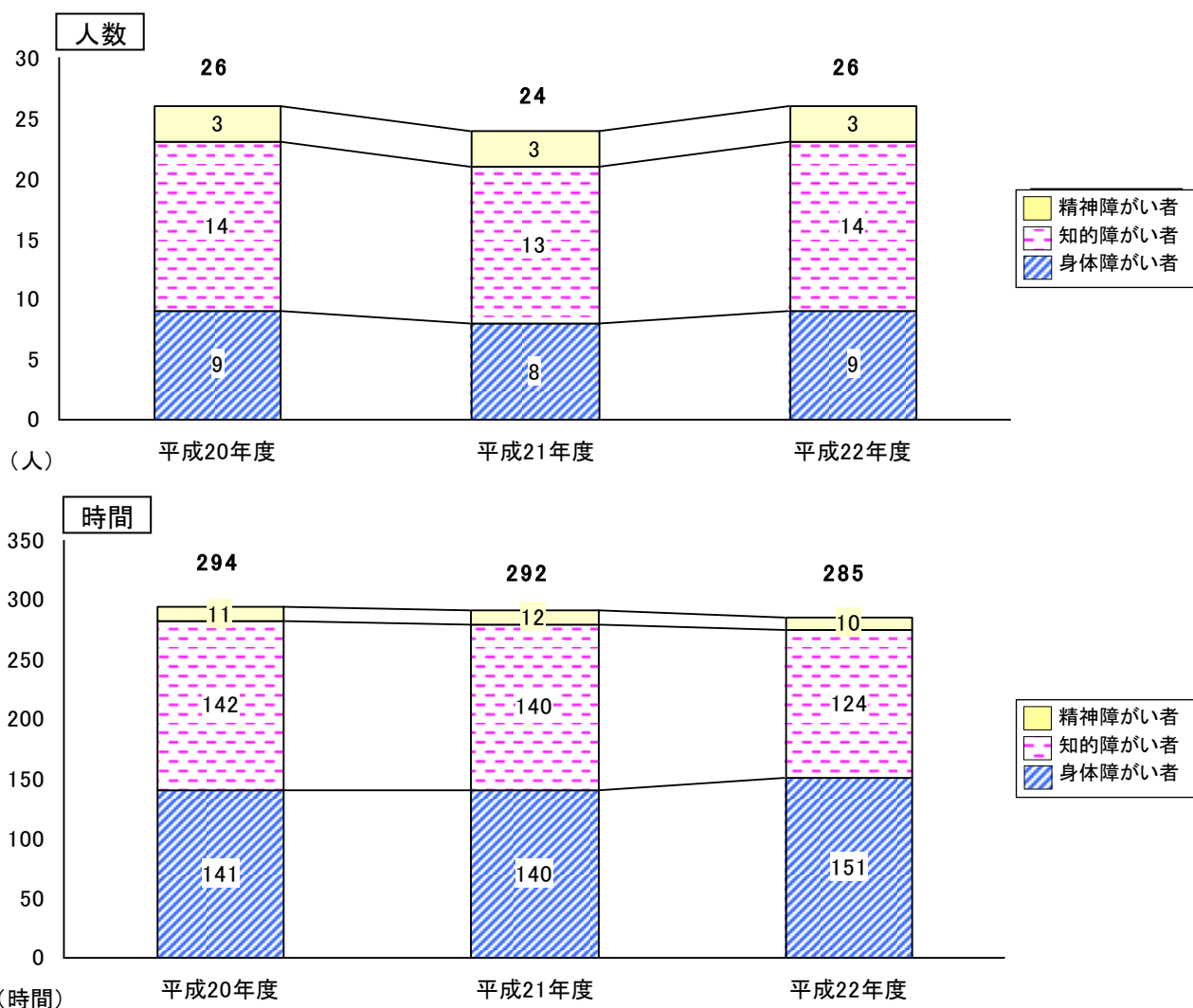
	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活用具	915 件	920 件	960 件	1,000 件

いどうしえんじぎょう
(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を行います。

平成22年度の1か月あたり平均の利用人数は26人、利用時間は285時間となっています。利用者の内訳をみると、身体障がい者が9人、知的障がい者が14人、精神障がい者が3人です。

《移動支援事業の実績（1か月あたり平均）》



今後も、移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。また、障がい者が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけています。

なお、現在のサービス利用者のうち重度の視覚障がい者については、今後は訪問系サービスの「同行援護」の利用へと移行していくと考えられますが、アンケート調査の結果では「移動に関する支援」へのニーズは大きいことから、平成23年度のサービ

ス量については、少なくとも過去3年間と同程度のサービス量を見込む必要があります。

本市では、平成26年度の1か月あたりの利用人数は28人、利用時間は308時間を見込むこととします。

【サービス見込量】 ※ 1か月あたり利用人数、利用時間

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	利用実人数 26人	利用実人数 27人	利用実人数 27人	利用実人数 28人
	利用時間 285時間	利用時間 297時間	利用時間 297時間分	利用時間 308時間分

※ 1人あたりの利用時間を11時間/月で計算

(5) ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

現在、「地域活動支援センターかばざくら」(市内)と「生活支援センター夢の実」(鴻巣市)の2か所の地域活動支援センターがあります。どちらも精神障がい者の利用が中心となっていますが、知的障がい者の利用もあります。

今後は、その他の日中活動系のサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)の実施状況や、市内における様々な日中の活動の状況の把握しながら、障がいのある人たちの日中活動の場の確保に努めていきます。

【サービス見込量】 ※ 利用者数は1か月あたりの実利用人数

	22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所
	49人	52人	55人	60人

(6) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅での入浴サービスを提供します。

利用実績は、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度が、それぞれ 1 人となっています。

平成 26 年度のサービス量については、過去 3 か年の実績と重度障がい者の増加傾向を踏まえ、年間 3 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 年間利用人数

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	1 人	2 人分	3 人分	3 人分

② 更生訓練費給付事業

障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に、更生訓練費を給付します。

平成 20 年度の 1 か月あたりの実利用人員は 2 人、平成 21 年度と平成 22 年度はそれぞれ 1 人となっています。

平成 26 年度のサービス量については、平成 20 年度の実績を踏まえ、1 か月あたり 2 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量] ※ 1 か月あたりの利用人数

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
更生訓練費給付事業	1 人	2 人分	2 人分	2 人分

③ にっちゅういちじしえんじぎょう
日中一時支援事業

見守り、及び障がい者の家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。

平成 20 年度の 1 か月あたりの実利用人員は 5 人、平成 21 年度と平成 22 年度はそれぞれ 2 人となっています。

平成 26 年度のサービス量については、平成 20 年度の実績を踏まえ、1 か月あたり 5 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量】 ※ 1 か月あたりの利用人数

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	2 人分	5 人分	5 人分	5 人分

④ にちじょうせいかつさぽーとじぎょう
日常生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

平成 19 年度中に 1 人の利用があり、その後は利用がありません。今後もサービスを必要とする方の状況の把握に努めながら、適宜、サービス量を見込んでいくこととします。

【サービス見込量】 ※ 1 か月あたりの利用人数

	22 年度実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活サポート事業	0 人分	—	—	—

さーびす みこみりょういちらん
《サービス見込量一覧》

しょうがいふくし さーびす
【障害福祉サービス】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備 考
訪 問 系 サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 55 人 利用時間 1,485 時間	利用者数 60 人 利用時間 1,620 時間	利用者数 65 人 利用時間 1,755 時間	1 か月あたりの 利用者数、利用 時間 1 人あたりの利 用時間を 27 時 間／月で計算
日 中 活 動 系 サービス	生活介護	123 人分	139 人分	155 人分	1 か月あたりの 利用者数
	自立訓練（機能訓練）	2 人分	2 人分	2 人分	1 か月あたりの 利用者数
	自立訓練（生活訓練）	4 人分	5 人分	6 人分	1 か月あたりの 利用者数
	就労移行支援	14 人分	16 人分	18 人分	1 か月あたりの 利用者数
	就労継続支援（A型）	2 人分	2 人分	2 人分	1 か月あたりの 利用者数
	就労継続支援（B型）	32 人分	36 人分	40 人分	1 か月あたりの 利用者数
	療養介護	—	—	—	—
	短期入所	10 人分	16 人分	23 人分	1 か月あたりの 利用者数
居 住 系 サービス	共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	20 人分	23 人分	26 人分	1 か月あたりの 利用者数
	施設入所支援	57 人	57 人	57 人	—
相 談 支 援	地域移行支援	2 人	2 人	2 人	1 か月あたりの 利用者数
	地域定着支援	1 人	1 人	2 人	1 か月あたりの 利用者数
	計画相談支援	4 人	12 人	25 人	1 か月あたりの 利用者数
そ の 他	補装具費の支給	130 件	140 件	150 件	年間の支給件数

ちいきせいかつしえんじぎょう
【地域生活支援事業】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	備 考
相談支援事業	障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	—
	成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	—
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施	—
コミュニケーション支援事業	手話通訳派遣	利用実人数 33 人 派遣件数 594 件	利用実人数 34 人 派遣件数 612 件	利用実人数 35 人 派遣件数 630 件	年間の利用実人数、派遣件数
	要約筆記者派遣	利用実人数 3 人 派遣件数 27 件	利用実人数 4 人 派遣件数 36 件	利用実人数 5 人 派遣件数 45 件	年間の利用実人数、派遣件数
日常生活用具給付等事業		920 件	960 件	1,000 件	年間件数の給付件数
移動支援事業		利用実人数 27 人 利用時間 297 時間	利用実人数 27 人 利用時間 297 時間分	利用実人数 28 人 利用時間 308 時間分	1 か月あたり利用人数、利用時間 1 人あたりの利用時間を 11 時間／月で計算
地域活動支援センター		2 か所 52 人	2 か所 55 人	2 か所 60 人	利用者数は 1 か月あたりの実利用人数
その他の事業	訪問入浴サービス事業	2 人分	3 人分	3 人分	年間利用人数
	更生訓練費給付事業	2 人分	2 人分	2 人分	1 か月あたりの利用人数
	日中一時支援事業	5 人分	5 人分	5 人分	1 か月あたりの利用人数
	日常生活サポート事業	—	—	—	1 か月あたりの利用人数

7 しょうがいふくし さーびす とうみこみりょうかくほ ほうさく 障害福祉サービス等見込量確保のための方策

(1) ほうもんけい さーびす 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策です。

- 新たなサービス提供が見込まれる精神障がい者や、重度の障がい者へのサービス提供体制の拡充に努めます。
- サービスを必要とする人たちが、適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。
- 就業していないヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- 様々な困難事例への対応等を支援するため、地域自立支援協議会において定期的な協議・調整を行っていきます。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。

(2) にっちゅうかつどうけい さーびす 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策です。

- 新たなサービス体系への移行を促進するため、施設が実施する事業や、施設の作業場所の改修等の支援に努めます。
- 継続的な就労を支援する施設に対し、作業工賃を伸ばすための事業の支援に努めます。
- 地域で生活する障がい者の日中活動する場や、一時的に家庭での受入れが困難になった際に短期入所できる場の拡充に努めます。
- アンケート調査の結果によれば、知的障がい者においては、短期入所（ショートステイ）の利用意向が大きく出ていることから、サービスを利用しやすい環境の整備に

努めます。

- それぞれの施設には今まで地域で培ってきた様々な取り組みや実情があることから、新サービスへの移行にあたっては、施設や利用者の状況を踏まえ、実情に即した支援を行えるよう検討します。
- 障害者自立支援法により、複数の事業を組み合わせ、柔軟に運営する「多機能型」の事業運営が可能になりました。今後は、本市においても「多機能型」施設の運営を検討していきます。
- なお、現在、障がいのある人やその家族の求めに応じて、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援等の業務を行う「市町村障害者就労支援センター」が 38 箇所設置されていますが、本市ではまだ設置に至っていません。今後は、市内に障害者就労支援センターを設置できるよう、関係機関・施設等と必要な検討を進めていきます。

(3) きょじゅうけいさーびす 居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援）のサービス見込量を確保するための方策です。

- 市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム・ケアホームの設置を呼びかけていきます。
- 新たなサービス体系への移行を促進するため、施設が実施する事業の支援に努めます。
- 埼玉県「市町村障害福祉計画策定指針」に沿い、県と十分に調整のうえ、施設入所支援を進めていきます。

※注 市町村障害福祉計画策定指針では、「入所施設については、今後、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には新たな入所施設の整備は行わず、現在入所している方々が円滑に地域生活へ移行できるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障害者の状況を勘案し、埼玉県全域で、広域的に施設数の調整を行うものとする」とされています。

(4) ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量を確保するための方策です。

① そうだんしえんじぎょう 相談支援事業

- 障がい者やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者の確保に努めます。
- 市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、役割分担を明確にするように努めます。
- 地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。
- また、障がいのある人同士や家族同士によるピアカウンセリング・ピアサポート（自分の体験を語り、必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組む）なども含め、身近な地域における相談体制を充実させていけるよう検討を進めていきます。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を進めていきます。

② こみゆにけーしょんしえんじぎょう コミュニケーション支援事業

- 定期的に手話通訳養成のための講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。
- 要約筆記者については、派遣機関との連携により、サービス提供の体制の確保に努めます。

③ にちじょうせいかつようぐきゅうふうとうじぎょう 日常生活用具給付等事業

- 障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ、適切に給付するように努めます。

④ いどうしえんじぎょう 移動支援事業

- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけています。

⑤ ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう 地域活動支援センター事業

- 地域で生活する障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う場の拡充に努めます。
- 地域活動支援センター事業を行う事業者に対して、事業の支援に努めます。

ちゅういじこう
注意事項：

障害者自立支援法・児童福祉法の改正により、こども療育センターで行っている「児童デイサービス」は、児童福祉法による児童発達支援に移行する予定です。

(1) さくていけいか
策定経過

年 月 日	内 容	策 定 委 員 会	策 定 幹 事 会
平成 23 年 8 月 24 日	第 1 回 策定委員会 (1) 計画策定にあたって (2) 計画策定のスケジュールについて (3) 障害者手帳所持者へのアンケート調査について	第1回	
9 月 16 日～ 10 月 12 日	障害者実態調査の実施 対象者：身体障害者所持者 1,041 名、療育手帳所持者 306 名、 精神障害者保健福祉手帳所持者 213 名		
10 月 26 日	第 2 回 策定委員会 (1) 障害者自立支援法の主な改正点について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）の事業進捗状況について (3) アンケート調査結果（速報）について	第2回	
11 月 21 日	第 1 回 策定幹事会 (1) 計画策定にあたって (2) 策定のスケジュールについて (3) 策定委員会で出された課題等		第1回
12 月 8 日	第 3 回 策定委員会 (1) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）の事業進捗状況について (3) 今後のスケジュールについて	第3回	
12 月 15 日	第 2 回 策定幹事会 (1) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）（案）について (3) 障害者実態調査報告書（案）について (4) 今後のスケジュールについて		第2回
平成 24 年 1 月 18 日	第 4 回 策定委員会 (1) 第二次障害者福祉計画（基本計画）（案）について (2) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (3) 障害者の「害」の字をひらがな表記とすることについて (4) 今後のスケジュールについて	第4回	
1 月 20 日	第 3 回 策定幹事会 (1) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）（案）について (3) 障害者実態調査報告書（案）について (4) 今後のスケジュールについて		第3回
2 月 3 日～ 3 月 5 日	パブリックコメントの実施		
3 月 13 日	第 5 回 策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 北本市第三期障害福祉計画について (3) 第二次障害者福祉計画（基本計画）について	第5回	

※ 策定委員会＝北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定委員会

※ 策定幹事会＝北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定幹事会

きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ
(2) 北本市第二次障害者福祉計画及び

きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいせっちきてい
北本市第三期障害福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に基づく北本市第二次障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく北本市第三期障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするため、北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (4) その他障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域及び福祉関係団体の代表者
- (2) 医療関係機関の代表者
- (3) 知識経験者
- (4) 北本市民の代表
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は市長が定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ
(3) 北本市第二次障害者福祉計画及び

だいさんきしょうがいけいかくさくていいんかいいんめいぼ
第三期障害計画策定委員会委員名簿

任期：平成23年8月24日～平成24年3月31日

【敬称略】

区 分	氏 名	所 属
地域及び福祉関係団体 【1号委員】	あらい やすよし 新井 保好	北本市民生委員・児童委員 西部地区民児協副会長
	たじま やすお 田島 和生	北本市自治会連合会 会長
	すずき ひろゆき 鈴木 洋行	北本市社会福祉協議会 事務局次長
	ながしま ゆきえ 長島 幸枝	北本市手をつなぐ親の会 会長
	よしだ きくこ 吉田 紀久子	北本市肢体不自由児者父母の会 会長
	かとう あきお 加藤 昭夫	北本市身体障害者福祉会 会長
	さかもと てるゆき 坂本 輝之	北本市聴覚障害者協会 会計
	こまさか ふじえ 小間坂 藤枝	NPO法人北本福祉の会 「かがやきの郷」 代表理事
医療関係機関 【2号委員】	ひらお よしお 平尾 良雄	桶川北本伊奈地区医師会 ひらお内科クリニック院長
知識関係者 【3号委員】	やまざき ゆたか 山崎 豊	NPO法人「障害者の地域生活を ひらく会」代表理事
市民公募委員 【4号委員】	なみい ひろこ 浪井 弘子	公募市民
市職員 【5号委員】	やざわ みつる 谷澤 暢	北本市保健福祉部長

きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ
(4) 北本市第二次障害者福祉計画及び

きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいせっちきてい
北本市第三期障害福祉計画策定幹事会設置規程

(設置)

第6条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく北本市第二次障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく北本市第三期障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定をするにあたり、北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定幹事会（以下「策定幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第7条 策定幹事会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害者福祉計画の改定及び障害福祉計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2) 障害者福祉計画の改定案及び障害福祉計画の原案の作成に関すること。
- (3) その他障害者福祉計画の改定及び障害福祉計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第8条 策定幹事会は、幹事13人をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は保健福祉部長にある者をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する。

(任期)

第9条 幹事の任期は、任命の日から障害者福祉計画の改定及び障害福祉計画の策定が終了する日までとする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第10条 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。

- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を出席させ、意見を聴き又は資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定幹事会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定幹事会に関し必要な事項は幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ
 (5) 北本市第二次障害者福祉計画及び

きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいかんじめいほ
 北本市第三期障害福祉計画策定幹事会幹事名簿

役 職	氏 名	所 属	職 名
幹事長	谷澤 暢	保健福祉部	部長
副幹事長	加藤啓一	こども課	課長
幹事	三橋浩範	政策推進課政策推進担当	主幹
幹事	関口智明	財政課財政担当	主幹
幹事	安田 充	市民課市民相談担当	主幹
幹事	大澤英雅	くらし安全課危機管理・消防防災担当	主幹
幹事	長谷川昇一	産業観光課商工労政担当	主幹
幹事	高橋まさえ	こども療育センター	所長
幹事	諏訪賢吾	高齢介護課高齢者福祉担当	主幹
幹事	八巻美津代	健康づくり課保健予防担当	主幹
幹事	大島靖成	都市計画課まちづくり担当	主幹
幹事	岡崎みゆき	学校教育課指導担当	主幹
幹事	中村岳人	生涯学習課社会教育担当	主幹

きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかく
北本市第三期障害福祉計画

へいせい ねん がつはっこう
平成24年3月発行

発行 北本市 保健福祉部福祉課
〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111
TEL : 048-591-1111 (代表)
FAX : 048-592-5997